

平成19年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
所管事務調査結果の報告	4
総務常任委員会委員長 市原鶴枝君	4
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	5
産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程	8
議案の説明	
認第3号(副市長 太田松雄君)	8
認第4号・認第5号・認第6号・認第10号・議第60号・議第61号・議第65号 (民生部長 川野 純君)	10
休憩	16
再開	17
認第7号・認第8号・認第9号・議第62号・議第63号・議第64号・議第67号 (建設部長 福井昭次君)	17
議第59号(総務部長 加納和喜君)	21
議第66号(美濃病院事務局長 岩原 泰君)	23
議第68号・議第69号・議第70号・議第71号(参事兼秘書課長 平林 泉君)	24
休会期間の決定	25
散会の宣告	25
会議録署名議員	26

第 2 号 (12月14日)

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	28
説明のため出席した者	28
職務のため出席した事務局職員	28
開議の宣告	29
会議録署名議員の指名	29
認第3号から議第71号まで(質疑)及び市政に対する一般質問	
1 市原鶴枝議員	29
1. 道路特定財源制度について	
美濃市にどのような影響があるのか。また、市長の所見はどのような	
2. 保育料2歳児通年制について	
対象幼児数はどれくらいか。また経費の見込みはどれくらいなのか	
石川市長答弁	31
川野民生部長答弁	33
2 野倉和郎議員	33
1. 旧美濃病院跡地利用計画と市民の意見反映について	
旧美濃病院跡地利用について、市民の意見を聴取しているのか。また市民の意	
見を反映した計画づくりができていますか	
2. 厳しい財政状況下での政策実現について	
① 実質公債費比率と経常収支比率の悪化の原因は何か	
② 今後数年間の地方交付税収入をどのように予測するのか。また「頑張る地方	
応援プログラム」による地方交付税の支援措置はどの程度になるのか	
③ 悪化する財政状況のもとで計画どおりに重要政策課題が達成できるのか	
石川市長答弁	35
再 野倉和郎議員	38
石川市長答弁	39
3 古田 豊議員	39
1. 「美濃市平成まちづくり改革大綱」について	
① 平成16年12月に「平成まちづくり改革委員会」から市長に示された提言書の	
内容が、推進期間3か年でどのように取り組まれたのか。また、今後、改革を	
どう推進していくのか	
② 簡素で効率的な行財政システムを構築するため、部長制を廃止して機能的な	
組織にすることはできないか	

2. 今年3月に開通した県道富加美濃線沿いの松森赤谷地区の宅地開発の促進について	
石川市長答弁	42
再 古田 豊議員	45
休憩	45
再開	45
4 森 福子議員	45
1. 平成20年度予算編成の概要について	
① 予算編成は、どのような基本的考え方で臨まれるのか	
② 道路整備など、自治会要望についてどのように対応されるのか	
石川市長答弁	47
再 森 福子議員	50
5 並 信行議員	50
1. 学力テストの結果が、学校の現場でどういかにされているのか。また、来年度の実施について	
2. 小中学校での読書活動について	
① 学校図書室の蔵書の充実について	
② 読書ボランティアの推進について	
休憩	55
再開	55
森教育長答弁	55
再 並 信行議員	57
森教育長答弁	58
6 武井牧男議員	59
1. 防災対策について	
① 第2回目の防災ラジオ未購入者に対する購入申し込みの受付が出来ないか	
② 防災ラジオでも解消出来ない地域に対する対策について	
2. いじめ対策について	
① いじめの認知件数について	
② 「学校裏サイト」に対しての指導はなされているか	
③ 不登校児童、生徒数といじめとの関連について	
④ 具体的ないじめ対策が講じられているか	
加納総務部長答弁	60
森教育長答弁	60
再 武井牧男議員	61

7	塚田歳春議員	62
	1. 後期高齢者医療制度について	
	高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼす制度であるとする。	
	市長は、国に対し制度の中止、撤回を求める意向はないか	
	2. 市民の中に、道路整備など住環境面において、市街地と周辺地区の地域格差が広がっているとの声があるが、どう思っているのか	
	石川市長答弁	65
	川野民生部長答弁	66
再	塚田歳春議員	66
	石川市長答弁	68
再々	塚田歳春議員	68
休憩		68
再開		68
8	日比野 豊議員	68
	1. (仮称)池尻・笠神工業団地開発計画について、今日迄の経過と市長の基本的な考え方及び今後の見通しについて	
	2. 美濃病院の事業運営について	
	① 病院給食の食材の調達について	
	② 院外薬局の接客マナーについて	
	石川市長答弁	70
	岩原美濃病院事務局長答弁	71
再	日比野 豊議員	72
	委員会付託(認第3号から議第71号まで)	73
	休会期間の決定	73
	散会の宣告	73
	会議録署名議員	73

第 3 号 (12月21日)

議事日程	74
本日の会議に付した事件	74
出席議員	74
欠席議員	75
説明のため出席した者	75
職務のため出席した事務局職員	75
開議の宣告	76
会議録署名議員の指名	76
議案の上程	76
委員長報告	
総務常任委員会委員長 市原鶴枝君	76
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	77
産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君	78
委員長報告に対する質疑	79
討論	79
塚田歳春議員	79
議案の採決	80
日程追加 (市議第 6 号及び市議第 7 号)	83
議案の上程	83
議案の説明	
市議第 6 号 (4 番 森 福子君)	83
市議第 7 号 (6 番 佐藤好夫君)	84
休憩	85
再開	85
質疑	85
委員会付託省略 (市議第 6 号及び市議第 7 号)	85
討論	85
並 信行議員	85
議案の採決	86
閉会の宣告	86
市長あいさつ	87
会議録署名議員	88
総務常任委員会審査報告書	89
民生教育常任委員会審査報告書	90
産業建設常任委員会審査報告書	91

議 事 日 程 (第 1 号)

平成19年12月5日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 3 号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 4 号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 5 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 6 号 平成18年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 7 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 8 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 9 号 平成18年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 認第 10 号 平成18年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議第 59 号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 12 議第 60 号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 61 号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 議第 62 号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 15 議第 63 号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議第 64 号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議第 65 号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 18 議第 66 号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 19 議第 67 号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 20 議第 68 号 政治倫理の確立のための美濃市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議第 69 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議第 70 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議第 71 号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 23 までの各事件

出席議員 (15 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君

9 番	鈴木 隆 君	10 番	岩原 輝夫 君
11 番	平田 雄三 君	12 番	日比野 豊 君
13 番	児山 廣茂 君	14 番	野倉 和郎 君
15 番	塚田 歳春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川 道政 君	副市長	太田 松雄 君
教育長	森 和 美 君	総務部長	加納 和喜 君
民生部長	川野 純 君	産業振興部長	村井 純生 君
建設部長	福井 昭次 君	教育委員会 次長兼 教育総務課長	小椋 茂樹 君
参事兼 秘書課長	平林 泉 君	参事兼 選挙委員会 監査局長	古田 伸二 君
会計管理者	渡辺 兼雄 君	参事 濃務 事務局 院長	岩原 泰 君
総務課長	梅村 健 君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田 金 義	議会事務局長	井上 司
議会事務局 書記	太田 博 康	議次	

○議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。どうか慎重に御審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成19年第5回美濃市議会定例会をお願いしましたところ、議員各位には、公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの秋は、美濃和紙あかりアート展、うだつのまち美濃10分の1健康マラソン、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、産業祭などの各種イベントにつきまして、議員各位を初め市民皆様の御協力により、盛大のうちに無事終了いたしましたところでございます。

9月にオープンいたしました道の駅「美濃にわか茶屋」の経営も、おかげをもちまして順調に推移しているところでありまして、関係者の皆様の御尽力に対し、感謝を申し上げる次第であります。まことにありがとうございます。

さて、平成19年は、地方自治法が施行され、60周年の節目の年でありまして、去る11月20日に東京で、天皇・皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、地方自治法施行60周年記念式典が挙行されました。その席上、地方自治の充実・発展に寄与した市町村の一つに美濃市が選ばれ、総務大臣表彰の栄に浴したところでございます。この受賞は、ひとえに議員各位を初め市民皆様がともに手を携え、美濃市の発展を願い、市民協働のまちづくりに取り組んできたことが高く評価され、受賞に至ったものであり、美濃市としては大変喜ばしく名誉なことでもあります。今後もさらなる美濃市の発展を目指し、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを市民とともに進めてまいりたいと存じます。議員各位のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今回の定例会におきまして御審議をお願いいたします案件は、決算認定8件、補正予算9件、条例改正4件、合計21件でございます。各議案の内容につきましては後ほど詳しく御説明いたしますが、平成18年度美濃市歳入歳出決算につきましては、厳しい財政事情の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、健全財政を堅持しつつ、厳しく歳出削減の努力をしながら、市としての必要な事業を積極的に推進してまいりました。

一般会計の決算額は、歳入96億895万円、歳出90億4,623万円で、歳入で2.3%の増、歳出では0.2%の減となりました。歳入と歳出の差引額は5億6,272万円の黒字となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億8,042万円の黒字となりました。

歳入におきましては、ケーブルテレビ施設整備事業や道の駅整備事業等のための基金取り

崩しによる繰入金4億6,239万円の増や、まちづくり交付金事業等による市債1億2,490万円、28.8%の増、三位一体改革に基づく税源移譲による地方譲与税9,441万円、45.5%の増でありました。一方で、国庫支出金、地方交付税、繰越金等の減少もあり、全体で2億1,317万円、2.3%の増となりました。

歳出におきましては、道の駅「美濃にわか茶屋」の整備推進やケーブルテレビ施設整備、美濃西部、曾代、インター前の土地区画整理事業、留守家庭児童教室（遊童館）整備事業のほか、日本まんなか共和国の文化首都事業、金森長近公まちづくり400年記念事業など、各種事業の推進を図ってまいりました。

次に、特別会計の総決算額は、歳入84億2,098万円、歳出83億4,756万円で、前年度に比べ、歳入で11.3%の増、歳出では11.4%の増となりました。会計別では、簡易水道以外の6会計、交通災害共済、国民健康保険、老人保健、農業集落排水、下水道、介護保険で前年度決算額を上回る結果となっておりますが、簡易水道につきましては、洲原簡水の災害復旧事業の減少がございました。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、厳しい財政状況の中で、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心より感謝申し上げる次第でございます。

今定例会に提出いたします案件は、決算の認定、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（岩原輝夫君） ただいまから平成19年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時06分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（岩原輝夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いします。

所管事務調査結果の報告

○議長（岩原輝夫君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 市原鶴枝君。

○総務常任委員会委員長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の行政視察について御報告をいたします。

去る10月10日水曜日から10月12日金曜日の3日間、宮崎県えびの市、鹿児島県指宿市へ視

察を行いました。

宮崎県えびの市は、人口2万4,000人余りで、市立病院を持ち、合併せず単独の道を選択していることから、類似市として行財政改革について視察を行いました。

えびの市は、平成16年3月に緊急財政改革推進計画を策定し、歳出構造の転換を図り、改革・改善に取り組んでいます。また、合併せず単独で自立のまちづくりを選択し、平成18年度から22年度までの5ヵ年で、職員数を大幅に削減し、財政効果を見込んだ第4次行政改革大綱を策定しています。国の三位一体改革などによりまして、地方交付税が削減され、厳しい財政状況であるのはえびの市も同様である中、職員に研修を通じて財政状況を周知させ、危機意識を常に持つこと、住民への徹底した情報公開は、参考にすべきものであると考えました。

また、鹿児島県指宿市では、市内循環バス運行対策事業について視察をいたしました。

指宿市の市内循環バスは、マイクロバス1台で運行しており、1便平均の利用者数は約11人という高い利用率を誇っており、財政負担を最小限に抑えていることが大きな特徴でありました。この高い利用率の背景には、住民説明会において再三にわたり利用者の少ない路線については廃止の可能性があることを説明し、住民の理解を得ていることでありました。そのため、利用者の少ない路線については廃止・改善が即座に可能であり、美濃市においても、今後、路線の見直しについて住民説明を徹底し、多くの市民から利用される市内循環バスを目指すためにも、とても参考になりました。

同じく指宿市において、PFI方式による道の駅整備について視察を行いました。

道の駅「いぶすき」は、地域交流施設と複合し、建設、維持管理、運営を15年間のPFI方式で行っています。施設内には、民間の経営ノウハウや創意工夫が発揮できる自主運営事業コーナーがあり、利用者のニーズに即応した運営が行われていました。また、PFI事業者に対するモニタリングを行い、売上額、来館者数の増加に努め、サービス水準の維持、安定的な事業遂行を図っておりました。美濃市においては、道の駅は既に開駅しているため、今後、維持管理・運営において、PFI事業を参考にして、民間事業者の経営能力、技術的能力を生かし、質の高い公共サービスを目指すことが必要であるため、先進地として参考になりました。

以上で報告は終わります。なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参考にしてください。以上です。

○議長（岩原輝夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月17日水曜日から10月19日金曜日の3日間、北海道美瑛町、砂川市、北広島市へ行政視察を行いました。

美瑛町では、食育推進計画について視察を行いました。

美瑛町は、立地環境により盆地性気候にあり、農業としては北海道内で生産できるほぼす

すべての作物の生産が可能な地域であることから、地産地消を課題としています。学校給食に地場産品を使用し、地域農産物を地域に供給する体制構築や、加工施設の整備を行うなどの取り組みを進めており、健康・教育、生産から消費など、多面的な展開が求められる食育に関して、平成19年度に食育推進計画を定め、行政や地域住民、生産者、農林業関係団体、消費者団体、学校などが連携を図りながら、総合的な視野で事業が推進されています。美濃市においても食育については重要な課題であり、食品の安全・安心を第一に、地産地消を推進し、行政や関係各種団体などが連携をとりながら、学校、家庭、地域で取り組んでいく上で参考になりました。

砂川市では、次世代育成支援地域行動計画について視察を行いました。

砂川市では、平成15年に策定した子育て支援計画を継承しつつ、新たに次世代育成支援地域行動計画を策定し、各種子育て支援施策を展開されています。砂川市でも少子・高齢化や核家族化が進行しており、小・中学校の児童・生徒数は年々減少しています。社会情勢の変化に伴い、さまざまな形態の子育て支援が必要となっていますが、子供に対して、また家庭に対してどのような支援が必要か、地域全体が子育てにどのようにかかわっていけるかという視点を基本に計画が推進されており、子育て支援センターと学童保育所の利用及び活動状況などについて説明を受けました。美濃市においても子育て支援事業は重要な課題であり、将来の美濃市を担う子供たちが心身ともに健康で健やかに成長していけるための環境整備を図りつつ、市民、地域、企業や関係機関・団体の方々と役割を分担しながら、協働して子育て支援を推進する上で参考になりました。

北広島市では、子どもの読書活動推進計画について視察を行いました。

北広島市では、最近の子供たちの読書離れは憂慮すべき状況であることから、読書活動は、自分の意思を伝える言葉を選び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、心を豊かにする力を身につけると位置づけ、社会全体で読書活動の推進に取り組むことが必要であるとし、北広島市の子供たちが自主的に読書活動ができるよう、積極的にその環境整備が推進されている説明を受けました。北広島市図書館は25万冊の蔵書を数え、160人の図書館フィールドネットワークの市民ボランティアの方たちがそれぞれのスタンスで図書館運営活動に積極的に参加されており、カルチャーショックを受けました。美濃市においても子供の読書活動推進事業は重要な課題であり、今後、子供の読書活動を推進していく上で、先進地として参考になりました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照願います。

○議長（岩原輝夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） おはようございます。

産業建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月3日水曜日から10月5日金曜日の3日間、福島県須賀川市、宮城県丸森町、宮城県角田市へ行政視察を行いました。

福島県須賀川市では、中心市街地の活性化推進事業について視察を行いました。

須賀川市は、中心市街地を活性化させるために、あきない広場を整備し、その中に全天候型アトリウム「まちなかプラザ」を建設したところ、地元商店街、商工会議所が主体となって、毎週木曜日開催の定期朝市、市民盆踊り大会等、さまざまなイベントが活発に行われるようになり、町中に活気が戻ってきました。その取り組みについて、現状と整備に至るまでの経過の説明を受けました。美濃市においても中心市街地の活性化対策には力を入れており、今後さらに向上させていく上で参考になりました。

宮城県丸森町では、都市・農村交流による農業振興について視察を行いました。

丸森町は、主要産業である農業の活性化に向けて、丸森型グリーンツーリズム推進プロジェクトを作成し、農業体験ツアー、山村留学等、都市住民との交流事業を進める中、その拠点施設として滞在型市民農園を整備しました。18区画ある滞在型市民農園は、開園以来あきがないほどの盛況ぶりで、農業を通じた都市住民と地元住民の交流が盛んになってきました。滞在型市民農園を現地視察し、現状の取り組みについてと、地域住民とグリーンツーリズムのかかわりについて説明を受けました。美濃市においても今後さらに農業振興を図っていく上で参考になりました。

宮城県角田市では、定住促進事業について視察を行いました。

角田市は、近年急速に人口減少が進む中、人口の流出・減少を抑制し、定住化を促進するため、平成17年6月に「定住促進、角田・いらっしやいプラン基本計画」を策定しました。その取り組みの一つとして、市外からの新規転入者及び市内在住者に対する新築・建て売り・中古住宅取得支援を始めたところ、希望者が徐々にふえ、成果があらわれてまいりました。また、このほかに企業立地優遇制度や子育てしやすい環境づくりも推進しており、その内容について説明を受けました。美濃市においても人口対策は重要な課題であり、定住促進を図るため、角田市の取り組みは大変参考になりました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては事務局にまとめてありますので、御参照ください。

○議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月25日までの21日間としたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から12月25日までの21日間と決定いたしました。

第3 認第3号から第23 議第71号まで（提案説明）

○議長（岩原輝夫君） 日程第3、認第3号から日程第23、議第71号までの21案件について、日程順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第3号について、副市長 太田松雄君。

○副市長（太田松雄君） おはようございます。

それでは、認第3号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

まず最初に、決算の収支を御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の平成18年度美濃市歳入歳出決算書の122ページをお開きください。なお、説明に際しましては千円未満を四捨五入した額で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

これは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は96億895万3,000円、歳出総額は90億4,623万円で、歳入から歳出の差引額が5億6,272万3,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費繰越額2億8,229万4,000円を差し引いた実質収支額は2億8,042万9,000円の黒字となりました。

それでは、決算の概要につきまして、赤スタンプ3番の平成18年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げますので、1ページをお開きください。一般会計決算の概要でございます。

決算規模は、平成17年度の決算額と比較しますと、歳入で2億1,317万6,000円、2.3%の増、また歳出は1,420万円、0.2%の減となっております。収支の状況では、歳入歳出差引額が5億6,272万3,000円で、この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億8,042万9,000円の黒字となっております。実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は2,539万6,000円の赤字となり、単年度収支から財政調整基金の取り崩し額1億9,000万円を差し引き、積立金196万円を加えた実質単年度収支も2億1,343万6,000円の赤字となりました。

次に2ページ、3ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入総額は96億895万3,000円で、前年度に比べまして2.3%の増でございます。2ページの款別の主なものを見ますと、1款 市税は30億2,530万4,000円で、構成比31.5%、前年対比1.3%の増となっております。次に10款 地方交付税は25億1,560万1,000円で、構成比が26.2%、前年対比7.4%の減となっております。14款 国庫支出金は6億4,374万5,000円で構成比が6.7%、18款 繰入金は5億7,378万5,000円で構成比6%、21款 市債は5億5,850

万円で構成比5.8%、15款 県支出金4億4,864万2,000円で構成比4.7%、20款 諸収入4億5,109万8,000円で構成比44.7%、次に19款繰越金は3億3,534万8,000円で構成比3.5%等が主なものでございます。

このうち、3ページの財源内訳の表では、市税、地方交付税等の一般財源は73億6,467万5,000円で、収入全体の76.6%を占めております。前年と比較しますと2億9,905万6,000円、4.2%の増となっております。

次に2ページで、前年比で増減額の多いものを見ますと、増額になった主なものでは、18款 繰入金は、財政調整基金及び地域ケーブルテレビ施設整備事業に伴う地域づくり基金の取り崩しにより4億6,239万3,000円、415.1%、21款 市債は、道の駅整備等のまちづくり交付金事業等の増で1億2,490万円、28.8%、2款 地方譲与税は、三位一体改革に基づく税源移譲暫定措置により9,441万5,000円、45.5%、そのほかに、20款 諸収入6,207万2,000円、16%、1款 市税3,770万9,000円、1.3%の増等でございます。

一方、減額になった主なものは、14款 国庫支出金で、前年比2億2,491万4,000円、25.9%の減となっておりますが、これは地方道路整備臨時交付金、まちづくり交付金等の減によるものでございます。10款 地方交付税では、前年比2億126万6,000円、7.4%の減となっております。これは国の交付税総額の減少、国勢調査結果による人口減等の影響によるものでございます。19款 繰越金では、前年比1億5,598万3,000円、31.7%の減は、平成18年度への繰り越し事業の充当財源繰越金が減少したものであることによるものであります。このほかの減額は、9款 地方特例交付金1,491万8,000円、15%、3款 利子割交付金461万7,000円、30.8%などでございます。

次に4ページの参考1及び2でございますが、自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分し、構成比を表示したものでございます。上段の円グラフは、自主財源46億9,165万円、48.8%、依存財源49億1,730万3,000円、51.2%をグラフ表示したものでございます。下段の円グラフは、一般財源73億6,467万5,000円、76.6%、特定財源22億4,427万8,000円、23.4%をあらわしたものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

歳出の状況でございますが、歳出総額は90億4,623万円で、前年度に比べますと0.2%の減でございます。構成比の大きい順に見ますと、3款 民生費が18億8,073万3,000円、20.8%で最も多く、次いで2款 総務費14億4,454万3,000円、16%、8款 土木費12億8,981万6,000円、14.3%、次に12款 公債費が12億777万円、13.3%、10款 教育費9億9,009万円、10.9%となっております。なお、下欄の円グラフは款別に表示したものでございます。

次に7ページでございますが、歳出の決算額を性質別に区別したものでございまして、1の人件費、2の扶助費、3の公債費を義務的経費と言い、合計38億5,850万2,000円で、前年度と比較しますと7,240万2,000円、1.8%の減となっております。その内訳は、人件費で5.8%の減、扶助費で4.2%の増、公債費で0.1%の増となっております。4の物件費から5の維持補修費、6の補助費等、7の積立金、8の投資及び出資金、9の貸付金及び10の繰出

金では、合計して8,147万6,000円減少しております。次に、11の投資的経費は16億2,386万8,000円となり、前年度に比較しますと1億3,967万8,000円、9.4%の増となり、(ア)の普通建設事業費で1億8,229万1,000円増加し、(イ)の災害復旧事業費では4,261万3,000円減少しております。なお、7ページの下欄の円グラフは、歳出の状況を性質別に区分し、義務的経費、投資的経費、その他経費にあらわしたものでございます。

次に13ページをお開きください。

財政指標等の状況について御説明申し上げます。

市の財政状況を他市と比較する場合、一定の約束により共通事項を知る必要がございます。この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、区分の1行目、基準財政収入額から、一番下の人口1人当たりの額の地方債現在高までの25項目にわたっております。また、団体の区分として、平成17年度では、県下都市平均並びに全国都市のうち本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均と比較することができるようになっております。

それでは、13ページの表区分内の上から5行目、6行目にあります財政力指数の欄をごらんください。

一般的には、自主財源が多いか少ないかが、その団体の財政力が強い、あるいは弱いということですが、財政力を把握する方法として、基準財政収入額を基準財政需要額で除した財政力指数を用いております。

6行目の財政力指数(平成16年から18年の3ヵ年平均)では、平成17年度が0.529で、18年度は0.551と、0.22ポイント上向いております。次に、真ん中あたりの23行目にあります経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を把握するために用いるものでございまして、この数値が低いほど弾力性に富んでいるということになります。平成17年度の92.6%に対し、18年度は97.9%となり、前年度より5.3ポイント上昇しております。経常収支比率を初め、公債費比率等の推移や比較に見られますように、財政構造の硬直化の傾向を示しております。したがって、今後、より一層経常経費の抑制に努め、限られた財源の有効かつ効率的な運用を図って、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

14ページ以降は、用語の説明及び指標の推移等を、また歳入科目、歳出科目の決算の状況を具体的にあらわしたものでございます。説明は省略させていただきます。以上で認第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(岩原輝夫君) 次に認第4号、認第5号、認第6号、認第10号、議第60号、議第61号、議第65号の7案件について、民生部長 川野純君。

○民生部長(川野純君) それでは、認第4号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ2番の決算書132ページをお開きください。

初めに、決算の概要について御説明申し上げます。

交通災害共済事業の運営につきましては、市民の皆様の御理解と御協力によりまして、平成18年度の共済加入者は1万5,843人、加入率は66.03%となりました。また、給付金の支給

につきましては、死亡2件を含む42件で432万円を支給したところであります。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は710万2,673円で、歳出総額は655万8,933円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに54万3,740円となりました。

次に123ページをお開きください。

歳入について御説明いたします。

1款 交通災害共済事業収入の収入済額は485万5,110円で、加入者1万3,490人分の共済会費であります。

次に2款 繰入金の収入済額は84万7,080円で、就学前2年の幼児、小・中学校の児童・生徒、交通指導隊員及び女性交通安全委員、合計2,353人の公費負担分を一般会計から繰り入れたものであります。

3款 繰越金の収入済額136万3,672円は、前年度からの繰越金であります。

4款 財産収入の収入済額3万5,951円は、準備積立金の運用収入であります。

5款 諸収入の収入済額860円は、普通預金の利息収入であります。

したがいまして、歳入合計は、予算現額711万5,000円に対して、調定額、収入済額とも710万2,673円となりました。

次に歳出でございますが、125ページをお開きください。

1款 交通災害共済事業費の支出済額は655万8,933円で、執行率は92.18%であります。その主なものは、審査委員報酬9万5,000円、電算処理委託料26万9,871円、災害給付金432万円などでございます。

127ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第4号の説明を終わります。

次に、認第5号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

赤スタンプ3番の一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書の129ページをお開きください。

国保の加入状況は、平成18年度末で世帯数は4,587世帯、被保険者数は9,440人となっており、前年度末に比べて世帯数は39世帯の増加、被保険者数は174人の減少となりました。また、被保険者数の内訳は、75歳未満が6,968人で、うち退職者が1,458人となっており、75歳以上は2,472人で、前年度末に比べ退職者が増加をしております。医療費の状況では、1人当たり費用額は39万516円となり、前年度比で6.6%の増となっております。

次に、赤スタンプ2番の決算書160ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が22億7,494万3,307円で、歳出総額は22億636万1,097円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,858万2,210円となりました。

次に133、134ページをお開きください。

歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は7億7,569万9,134円で、歳入中の構成比は34.1%でございます。なお、不納欠損額は654万2,840円で、収入未済額は1億4,199万937円

となりました。

以下、収入済額で御説明申し上げます。

2 款 使用料及び手数料は32万8,550円で、保険税の督促手数料でございます。

3 款 国庫支出金は6億4,761万3,607円で、療養給付費等負担金や財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金などがございます。

4 款 県支出金は1億2,192万4,507円で、国保財政健全化特別対策費県補助金と高額医療費共同事業負担金でございます。

5 款 療養給付費交付金は3億6,552万1,319円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6 款 共同事業交付金は1億5,642万1,916円で、県国保連合会からの高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

7 款 財産収入は19万1,503円で、国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

8 款 繰入金は1億3,091万406円で、全額一般会計からの繰入金でございます。基金からの繰入金はございません。

次のページをお開きください。

9 款 繰越金は7,041万6,440円で、前年度からの繰越金でございます。

10 款 諸収入は591万5,925円で、保険税の延滞金、交通事故による第三者納付金などがございます。

以上、歳入合計は、予算現額22億9,104万9,000円に対し、調定額24億2,347万7,084円、収入済額は22億7,494万3,307円となりました。

次のページをお開きください。

歳出の1 款 総務費の支出済額は5,117万4,741円で、職員人件費、賦課徴収の事務経費、医療費適正化特別対策事業費などがございます。なお、翌年度繰越額178万5,000円は、20年度から始まる後期高齢者医療制度創設に伴う国保税徴収管理システムの開発費でございます。

以下、支出済額で御説明申し上げます。

2 款 保険給付費は14億5,500万6,617円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費などがございます。

3 款 老人保健拠出金は3億9,943万3,638円でございます。

4 款 介護納付金は1億4,750万3,128円で、2号被保険者の介護納付金でございます。

5 款 共同事業拠出金は1億3,800万1,845円で、県国保連合会で行う高額医療費共同事業及び国保財政共同安定化事業への拠出金でございます。

6 款 保健事業費は1,439万3,728円で、人間ドック受診に対する助成及び国保ヘルスアップ事業並びに市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

7 款 基金積立金の20万円は、基金運用利子等を国保財政調整基金に積み立てたものがございます。

8 款の公債費は、不執行でございます。

9款 諸支出金は64万7,400円で、税額変更による保険税の還付金等でございます。

次のページをお開きください。

10款の予備費は、不執行でございます。

以上、歳出合計は、予算現額22億9,104万9,000円に対し、支出済額22億636万1,097円で、不用額は8,290万2,903円となりました。

142ページ以降の説明は省略させていただきます、認第5号の説明を終わります。

次に、認第6号 平成18年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

老人保健では、受給者対象年齢の引き上げと、支払基金の負担割合を引き下げて国・県・市の負担割合を引き上げるという老人保健法の制度改正が、平成14年10月から5年間かけて段階的に行われております。老人医療の受給対象者は3,576人で、前年度と比較して187人減少しました。医療給付費は25億5,633万1,119円で前年度比1%の増、受診件数は7万7,191件で前年度比1.9%の増となりました。また、1人当たりの医療給付費は69万6,548円で、前年度より8.1%、5万2,158円の増となりました。

赤スタンプ2番の決算書170ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は25億5,895万357円、歳出総額26億4,799万2,451円、歳入歳出差引額及び実質収支額は8,904万2,094円の不足となりましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成19年度から繰り上げ充用をいたしました。

次に161ページをお開きください。

歳入、1款 支払基金交付金の収入済額13億8,767万7,920円は、社会保険診療報酬支払基金からの医療費及び審査支払手数料交付金でございます。

以下、収入済額で御説明申し上げます。

2款 国庫支出金7億6,311万6,638円は、医療費の国庫負担金及び事務費補助金の合計でございます。

3款 県支出金1億9,815万3,882円は、医療費の県負担金でございます。

4款 繰入金2億474万6,699円は、医療費及び事務費の一般会計からの繰入金でございます。

5款 諸収入525万5,218円は、交通事故による第三者納付金及び預金利子の合計でございます。

歳入合計は、予算現額26億4,834万3,000円、調定額、収入済額とも25億5,895万357円でございます。

次に163ページをお開きください。

歳出、1款 総務費の支出済額667万81円は、電算処理委託料、医療費通知委託料、レセプト点検事務委託料などでございます。

以下、支出済額で御説明申し上げます。

2款 医療諸費26億739万9,354円は、医科、歯科、調剤等給付費と、柔道整復、高額医療費及び審査手数料でございます。

3款 公債費は、不執行でございます。

4款 前年度繰上充用金は2,780万5,830円でございます。

5款 諸支出金611万7,186円は、平成17年度老人医療費確定に伴う交付金返還金でございます。

以上、歳出合計は、予算現額26億4,834万3,000円、支出済額は26億4,799万2,451円でございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきます、認第6号の説明を終わります。

次に、認第10号 平成18年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

介護保険の65歳以上の第1号被保険者数は6,061人で、高齢化率は25.65%、このうち介護認定を受けた方は699人で、認定者率は11.53%でございます。介護給付費は11億2,111万4,747円で、サービス件数は2万1,167件でございます。

それでは、赤スタンプ2番の決算書236ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は13億3,198万8,692円、歳出総額は12億3,888万9,975円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに9,309万8,717円でございます。

次に215ページをお開きください。

歳入の1款 保険料の収入済額2億3,468万2,408円は、65歳以上の保険料現年度分と滞納繰越分でございます。

以下、収入済額で御説明申し上げます。

2款 使用料及び手数料は4万7,800円で、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金3億2,802万1,141円は、介護給付費負担金と調整交付金及び介護予防事業、包括的支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金3億4,889万8,000円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と、地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金2億147万3,622円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入12万3,626円は、介護保険給付準備基金の利息でございます。

7款 繰入金1億8,923万2,222円は、一般会計からの繰入金で、介護給付費、介護予防事業、包括的支援事業及び事務費の繰入金でございます。

8款 繰越金2,917万478円は、平成17年度からの繰越金でございます。

9款 諸収入33万9,395円でございます。217ページをお開きください。内容は、預金利子と第三者納付金でございます。

歳入合計は、予算現額13億4,684万7,000円に対し、調定額13億4,342万1,693円、収入済額

は13億3,198万8,692円でございます。

次に219ページをお開きください。

歳出、1款 総務費の支出済額は4,514万2,667円で、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などがございます。

以下、支出済額で御説明申し上げます。

2款 保険給付費11億2,145万3,685円は、施設及び在宅介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス費、特定入所者介護等サービス費、地域支援事業諸費などがございます。

3款 財政安定化基金拠出金142万8,826円は、県の財政安定化基金への拠出金でございます。

4款 地域支援事業費1,942万9,625円は、介護予防事業費及び包括的支援事業費でございます。

5款 基金積立金は2,228万8,070円でございます。

6款 公債費は、不執行でございます。

7款 諸支出金2,914万7,102円は、保険料還付金と、平成17年度介護給付費確定に伴う返還金でございます。

221ページをお開きください。

歳出合計は、予算現額13億4,684万7,000円に対し、支出済額は12億3,888万9,975円で、執行率は91.98%でございます。

223ページ以降の説明は省略させていただきます、認第10号の説明を終わります。

次に、議第60号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ5番の補正予算書の50ページをお開きください。

今回補正をお願いいたしますのは、昨年度まで共済加入申し込み及び会費徴収の取りまとめを自治会にお願いしておりましたが、個人情報保護等の観点から、個人あてへの郵送方式に切りかえることに伴い、事務経費の補正をお願いするものであります。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ35万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ638万7,000円と定めるものであります。

予算の内容につきましては、事項別明細書総括のうち、歳出の表により歳入もあわせて御説明いたしますので、52ページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費、補正前の額602万8,000円に35万9,000円を追加し638万7,000円とするもので、内容は、事務経費の増額と、交通災害共済給付金の減額であります。財源内訳は、事業収入で18万3,000円の減額、繰越金で54万2,000円の増額であります。

53ページ以降の説明を省略させていただきます、議第60号の説明を終わります。

次に、議第61号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ5番の平成19年度美濃市補正予算書の56ページをお開きください。

今回の補正は、国保担当職員の人件費と、人間ドック受診者の増加が見込まれることに伴う予算措置をお願いするものでございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ268万9,000円を追加し、予算の総額を25億892万6,000円とするものでございます。

次に58ページをお開きください。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は187万9,000円を追加し、補正後の額を5,482万9,000円とするもので、その内容は、職員の異動による人件費の増額でございます。財源内訳は、すべてその他で、一般会計からの繰入金でございます。

6款 保険事業費は81万円を追加し、補正後の額を1,060万8,000円とするもので、その内容は、人間ドック助成費の増加が見込まれるための増額でございます。財源内訳は、その他の繰越金でございます。

59ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第61号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第65号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

赤スタンプ5番の補正予算書の92ページをお開きください。

今回の補正は、人件費の減額と、介護給付費の内訳額の変更をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ256万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億9,011万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の表により、歳入もあわせて御説明いたしますので、94ページをお開きください。

歳出の1款 総務費は256万円を減額し、補正後の額を4,775万5,000円とするもので、内容は、一般管理費の事務経費でございます。財源は、すべて一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

2款 保険給付費は、補正額はございませんが、内容は、介護サービス等諸費を1,157万円減額し、特定入所者介護サービス等費に同額を追加するものでございます。財源は、国庫支出金を106万7,000円増額し、県支出金を同額減額するもので、財源内訳に変更はございません。

95ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第65号の説明を終わらせていただきます。以上でございます。

○ 議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時17分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に認第7号、認第8号、認第9号、議第62号、議第63号、議第64号、議第67号の7案件について、建設部長 福井昭次君。

○建設部長（福井昭次君） それでは、認第7号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤のスタンプ3番の説明書の134ページをお開きください。

初めに、事業の概要について御説明いたします。

平成18年度の実績は、給水人口は6,050人、給水栓数は2,089栓、年間給水量は56万7,248立方メートル、有収率は75.4%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の決算書の182ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1億1,745万8,050円、歳出総額は1億1,744万745円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに1万7,305円となりました。

171ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入の収入済額について御説明いたします。

歳入の1款 使用料及び手数料8,149万3,600円は、水道料金、開栓手数料でございます。

第2款 工事費収入は、受託工事の申し込みがございませんでした。

第3款 負担金9万4,500円は、新規加入者の受益者負担金でございます。

第4款 繰入金3,582万8,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金4万1,250円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入700円は、運用資金利息でございます。

歳入合計は1億1,745万8,050円でございます。

次の173ページをお開きください。

歳出の支出済額について御説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費3,376万1,239円は、施設維持管理経費、各種委託料、事務経費、職員給与費などでございます。

第2款 公債費8,367万9,506円は、簡易水道事業債の元利償還金でございます。

第3款 予備費の支出はございません。

歳出合計は1億1,744万745円でございます。

175ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第7号の説明を終わります。

次に、認第8号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の説明書の135ページをお開きください。

初めに、事業の概要について御説明いたします。

現在6地区で供用開始しており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排水しております。平成18年度末現在の接続状況につきましては、6地区合計の接続人口は2,851人で、水洗化率は67.3%でございます。乙狩地区につきましては、計画戸数122戸、計画人口470人で、平成16年度に事業採択を受けて事業に着手し、平成18年度は管路布設工事と処理施設土木工事を行いました。供用開始は平成20年度末を予定しております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の決算書の198ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は3億3,517万6,772円、歳出総額は3億3,513万4,766円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに4万2,006円となりました。

次に183ページをお開きください。

歳入歳出決算書、歳入の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金1,030万8,700円は、乙狩地区及び新規加入者の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,266万1,590円は、農業集落排水使用料でございます。

第3款 県支出金の6,382万1,000円は、乙狩地区の整備事業に係る県補助金でございます。

第4款 財産収入11万359円は、減債基金利子でございます。

第5款 繰入金1億5,356万4,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

第6款 繰越金4万3,083円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入6万8,040円は、預金利子でございます。

第8款 市債6,460万円は、乙狩地区整備事業に係る地方債でございます。

次の185ページをお開きください。

歳入合計は3億3,517万6,772円となりました。

次の187ページをお開きください。

歳出の歳出済額について御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費2億2,436万36円は、施設維持管理経費、乙狩地区整備事業費、事務経費、職員給与費などがございます。

第2款 公債費1億1,077万4,730円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出合計は3億3,513万4,766円となりました。

189ページ以降の説明は省略させていただきますので、認第8号の説明を終わります。

次に、認第9号 平成18年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の説明書の137ページをお開きください。

初めに、事業の概要について御説明いたします。

平成18年度は、長良川右岸処理区で195メートル、左岸処理区で4,307メートル、長瀬処理区で1,291メートルの管渠整備を行い、3処理区全体の管渠整備率は96%に達しました。18年度末現在の接続状況につきましては、右岸及び左岸処理区の接続人口は9,176人で、水洗

化率は57.4%でございます。長瀬処理区につきましては、平成20年の通水開始を予定し、日本下水道事業団へ委託して、浄化センターの建築・土木工事及び水処理設備の工事を行いました。また、左岸浄化センターでは、水処理施設の機械・電気設備の増設工事を行い、9月に完成をいたしました。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2番の決算書の214ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は17億9,536万254円、歳出総額は17億9,518万5,430円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに17万4,824円となりました。

199ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入の収入済額について御説明いたします。

歳入の第1款 分担金及び負担金4,026万8,500円は、受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億6,097万9,740円は、下水道使用料などでございます。

第3款 国庫支出金4億6,266万524円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る国庫補助金でございます。

第4款 県支出金628万6,000円は、特定基盤整備交付金でございます。

第5款 財産収入27万7,868円は、基金利子でございます。

第6款 繰入金5億2,771万4,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

第7款 繰越金10万9,408円は、前年度からの繰越金でございます。

第8款 諸収入86万4,214円は、左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理経費負担金収入などでございます。

次の201ページをお開きください。

第9款 市債5億9,620万円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る地方債でございます。

歳入合計は17億9,536万254円となりました。

次の203ページをお開きください。

歳出の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 総務費2,351万5,496円は、事務管理経費などでございます。

第2款 下水道事業費12億3,341万4,391円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費、浄化センター建設事業費、職員給与費などでございます。

第3款 公債費5億3,825万5,543円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出合計は17億9,518万5,430円となりました。

205ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第9号の説明を終わります。

次に、議第62号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ5番の補正予算書の64ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、職員給与費の調整、各種設備及び漏水修繕料の追加

と、牧谷簡易水道配水管布設がえ工事などの補正をお願いするものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ317万8,000円を追加して、予算の総額を1億3,449万6,000円とするものでございます。

次の66ページをお開きください。

事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の第1款 簡易水道費に317万8,000円を増額し、補正後の額を4,635万1,000円とするものでございます。その内容は、人件費217万2,000円を増額、消費税及び地方消費税の確定に伴う44万1,000円の減額、配水管布設がえ工事費82万2,000円を増額などでございます。財源は、使用料及び手数料234万3,000円を増額と、その他で、繰入金82万2,000円と繰越金1万3,000円を合計し、83万5,000円を増額でございます。

第2款 公債費は、財源内訳のみの変更で、使用料及び手数料234万3,000円の減額と、同額を繰入金で増額するものでございます。

67ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第62号の説明を終わります。

次に、議第63号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ5番の補正予算書の72ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、乙狩地区集落排水事業費及び職員給与費などの調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額から歳入歳出それぞれ153万4,000円を減額し、予算の総額を3億1,925万4,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の限度額を改めるものであり、乙狩地区集落排水事業費の調整に伴い、74ページの第2表のとおり、限度額を5,670万円を増額するものでございます。

75ページをお開きください。

事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は153万4,000円を減額し、補正後の額を1億9,552万4,000円とするものでございます。その内容は、乙狩地区事業費の調整、平成18年度の工事繰り越しに伴い、岐阜県特定基盤整備交付金が平成20年度交付となることによる減債基金積立金の調整、職員給与費の調整などを行うものでございます。

第2款 公債費は、財源内訳を調整するものでございます。財源は、特定基盤整備交付金の翌年度交付などに伴い、県支出金が1,180万2,000円の減額、管路整備事業費の増額に伴い、地方債が900万円の増額、一般会計からの繰入金が52万1,000円の増額、その他の74万7,000円の増額は、乙狩地区分担金及び前年度繰越金でございます。

76ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第63号の説明を終わります。

次に、議第64号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ5番の82ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、職員給与費などの調整を行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ198万1,000円を追加して、予算の総額を16億3,460万9,000円とするものでございます。

84ページをお開きください。

事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は3万9,000円を減額し、補正後の額を3,627万円とするものであり、第2款 下水道事業費は202万円を増額し、補正後の額を10億1,434万9,000円とするものであり、いずれも職員給与費などの調整を行うものでございます。財源は、一般会計繰越金198万1,000円を増額するものでございます。

85ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第64号の説明を終わります。

次に、議第67号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ5番の補正予算書の114ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、職員の異動による人件費の増額でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおりに補正をお願いするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から773万6,000円を減額して、計を3億725万4,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の額について、職員給与費の既決予定額から773万6,000円を減額して、計を4,017万1,000円に改めるものでございます。

115ページ以降の説明は省略させていただきますして、議第67号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第59号について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、議第59号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,315万5,000円を追加して、補正後の予算総額を89億2,245万7,000円とするものでございます。補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

8ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、県営道路改良事業負担事業及び県営急傾斜地崩壊対策事業負担事業に係る起債を追加し、臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

1款 議会費は80万8,000円を減額して、補正後の額を1億3,276万円とするものでございます。これは人件費の減額で、一般財源を減額するものでございます。

2款 総務費は680万6,000円を増額して、補正後の額を10億9,912万6,000円とするものでございます。これは人件費、退職手当組合負担金等の増額及び選挙費等の減額で、この財源は、国・県支出金を1,054万9,000円減額し、その他財源の手数料10万円及び一般財源1,725万5,000円を増額するものでございます。

3款 民生費は1,161万7,000円を増額して、補正後の額を20億2,516万4,000円とするもので、これは福祉医療助成費、生活保護費、国民健康保険特別会計繰出金等の増額及び障害者自立支援費の増減と、人件費、介護保険特別会計繰出金等の減額でございます。この財源は、国・県支出金652万6,000円、寄附金142万1,000円、一般財源367万円をそれぞれ増額するものでございます。

4款 衛生費は898万9,000円を減額して、補正後の額を9億822万8,000円とするもので、これは人件費等の減額と、簡易水道特別会計繰出金等の増額でございます。この財源は、一般財源を減額するものでございます。

6款 農林水産業費は110万円を減額して、補正後の額を2億8,719万4,000円とするもので、これは人件費の減額と、農業集落排水事業特別会計繰出金の増額等でございます。この財源は、県支出金1万2,000円と一般財源109万8,000円を減額し、その他財源の雑入1万円を増額するものでございます。

7款 商工費は326万7,000円を減額して、補正後の額を4億4,058万2,000円とするもので、これは人件費の減額等でございます。この財源は、一般財源を減額するものでございます。

8款 土木費は1,947万5,000円を増額して、補正後の額を12億5,936万2,000円とするもので、これは県営道路改良負担金、道路改良事業費、街路整備事業費、市営住宅除去工事費、下水道特別会計繰出金等の増額及び人件費等の減額でございます。この財源は、県支出金30万円、市債1,560万円、分担金等のその他財源7万5,000円、一般財源350万円をそれぞれ増額するものでございます。

9款 消防費は40万7,000円を増額して、補正後の額を4億155万6,000円とするもので、これは人件費等の増額で、財源は、防災ラジオ売却代5万円と、一般財源35万7,000円の増額でございます。

10款 教育費は901万4,000円を増額して、補正後の額を11億5,985万8,000円とするもので、これは小・中学校施設改良経費、御手洗グラウンド整備事業費、保健体育施設修繕費等の増額と、人件費等の減額でございます。この財源は、県支出金13万1,000円を減額し、寄附金等のその他財源554万4,000円及び一般財源360万1,000円を増額するものでございます。

以上、今回の補正は3,315万5,000円を増額するもので、その財源内訳は、国・県支出金を386万6,000円減額し、市債を1,560万円、その他財源を720万円、一般財源を1,422万1,000円、

それぞれ増額するものでございます。一般財源は、繰越金を1,240万4,000円増額し、病院事業会計長期貸付金利子を28万3,000円減額するものでございます。

11ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で議第59号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第66号について、美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、議第66号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

赤スタンプナンバー5の補正予算書の100ページをお開きください。

今回の補正は、外来医薬品の院外処方移行に伴う診療収益及び医薬材料費等の調整、職員異動等に伴う人件費の増額のほか、来年度から始まる特定健診等に対応するための健診体制強化を図るものであります。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に3,042万2,000円を減額し、23億187万9,000円にするものであります。第1項 医業収益3,034万3,000円の減額は、入院収益を現在の収入状況から予測し2,100万円増額いたしますが、外来収益を院外処方移行に伴い約5,100万円減額することによるものであります。第2項 医業外収益の7万9,000円の減額は、企業債繰り上げ償還に伴う一般会計負担金の減であります。

支出は、第1款 病院事業費用の既決予定額から4,801万6,000円を減額し、25億5,285万4,000円とするものであります。第1項 医業費用4,761万4,000円の減額の内容は、病院機能強化のための看護師、専門事務職員等の増員などにより、給与費を3,577万円増額し、反対に、院外処方移行に伴う医薬品費を8,400万円減額することなどによるものであります。第2項 医業外費用40万2,000円の減額は、企業債繰り上げ償還等に伴う借入利子を減額するものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款 資本的収入の既決予定額から22万2,000円を減額し、1億6,415万6,000円にするもので、その内容は、企業債繰り上げ償還に伴い、一般会計出資金を減額するものであります。

支出の第1款 資本的支出は786万4,000円増額し、3億1,303万2,000円とするもので、第1項の建設改良事業費を1,000万円増額し、健診施設の整備と健診システムの充実を図り、第2項 企業債償還金を企業債繰り上げ償還に伴い213万6,000円減額いたします。また、この資本的収入の補正に伴い、資本的支出に対して資本的収入が不足する額が変更になることから、当初予算第4条本文括弧書きを3条のとおり改めるものであります。

第4条は、当初予算第6条、これは議会の議決を経なければ流用することができない経費を定める条文であります。その条文中の職員給与費の額を今回の収益的支出の予定額の補正にあわせて改めるものであります。

102ページ以降は説明を省略いたしまして、以上で議第66号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に議第68号、議第69号、議第70号、議第71号の4案件について、参事兼秘書課長 平林泉君。

○参事兼秘書課長（平林 泉君） それでは、議第68号 政治倫理の確立のための美濃市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の9ページをお開きください。また、赤スタンプ6番、条例の改正の概要の1ページと2ページを御参照ください。

今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、用語等を削除し、引用法令名を改めるものであります。

第2条第1項第4号は、「郵便貯金」の用語を削るものであります。同項第5号は、金銭信託が有価証券に含まれることになったため、項目を削除するものであります。同項第6号は、引用法令名の改正により、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を第5号とし、以下、各号を1号ずつ繰り上げるものであります。

附則第1項は、施行日を定めております。附則第2項は、郵政民営化法施行前に有していた郵便貯金及び旧郵便貯金を預金とみなすとしたものであります。

以上で議第68号についての説明を終わります。

続きまして、議第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の11ページをお開きください。また、赤スタンプ6番、条例の改正の概要の3ページと4ページを御参照ください。

今回の改正は、平成17年度に見送った人事院勧告による期末手当支給率についての改正でございまして、平成19年度もさらに期末手当の支給率について改定の勧告があり、このままでは他市との均衡を欠くため、平成17年度人事院勧告による法律の改正に準じ、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中、6月期の支給割合「100分の210」を「100分の212.5」に、12月期の支給割合「100分の230」を「100分の232.5」に改めるものであります。

附則第1項は、施行日を定めております。附則第2項は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の期末手当に関する特例措置を定めております。附則第3項は、条例改正前に支給された期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすとしたものであります。

以上で議第69号についての説明を終わります。

続きまして、議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の13ページをお開きください。また、赤スタンプ6番、条例の改

正の概要の5ページと6ページを御参照ください。

本条例の改正につきましては、前に御説明いたしました議第69号の提案理由及び内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の15ページをお開きください。また、赤スタンプ6番の条例の改正の概要の7ページから23ページを御参照いただきたいと思います。

今回の改正は、国の人事院勧告により、国家公務員の一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律が11月30日に公布されたことに準じて行うものであります。

第8条第3項は、扶養手当の額の改正であります。配偶者以外の扶養親族に係る月額を1人につき「6,000円」から「6,500円」に引き上げるものであります。第8条の2第3項は、同条第3項で職員に扶養親族でない配偶者がある場合の扶養手当の取り扱いがなくなったことによる条文の改正であります。

18条第2項第1号は、勤勉手当支給割合の改正であります。6月期及び12月期の支給割合を「100分の72.5」から「100分の75」に、特定幹部職員にあつては「100分の92.5」を「100分の95」に引き上げるものであります。

次に、給料表の改定であります。初任給を中心に若年層に限定した給料月額の改定でありまして、改定後の給料表は、議案集の16ページから28ページの別表1、別表2のとおりであります。

29ページの附則第1項は、施行期日を定めております。第2項は、施行日前の異動者の号給の調整、第3項は、施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整、第4項は、平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置、第5項は、給与の内払い、第6項は、規則への委任事業を定めております。

以上で議第71号についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で21案件の説明は終わりました。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から12月13日までの8日間休会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から12月13日までの8日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時まで、質疑については12月10日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月14日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

お知らせいたします。午後1時から全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へお集まりください。

本日は御苦労さまでした。

散会 午前11時54分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年12月5日

美濃市議会議長 岩原輝夫

署名議員 並 信行

署名議員 古田 豊

議 事 日 程 (第 2 号)

平成19年12月14日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 3 号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 4 号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 5 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 6 号 平成18年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 7 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 8 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 9 号 平成18年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第10号 平成18年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第59号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議第60号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第61号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第13 議第62号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第63号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第64号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第65号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第66号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第67号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議第68号 政治倫理の確立のための美濃市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第23までの各事件

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君

9 番	鈴木 隆 君	10 番	岩原 輝夫 君
11 番	平田 雄三 君	12 番	日比野 豊 君
13 番	児山 廣茂 君	14 番	野倉 和郎 君
15 番	塚田 歳春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川 道政 君	副市長	太田 松雄 君
教育長	森 和 美 君	総務部長	加納 和喜 君
民生部長	川野 純 君	産業振興部長	村井 純生 君
建設部長	福井 昭次 君	教育委員会 次長兼 教育総務課長	小椋 茂樹 君
参事兼 秘書課長	平林 泉 君	参事兼 選挙委員会 監査委員 局長	古田 伸二 君
会計管理者	渡辺 兼雄 君	美事 濃務 病院長	岩原 泰 君
総務課長	梅村 健 君	高齢福祉課長	山田 歳子 君
健康福祉課長	平野 広夫 君	産業課長	市原 英樹 君
観光課長	宮西 嘉弘 君	土木課長	宮西 泰博 君
都市整備課長	丸茂 勝 君	学校教育課長	小椋 郁夫 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉田 金 義	議会事務局長	井上 司
議会事務局 書記	太田 博 康	議次	

開議の宣告

- 議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

-
- 議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。

第2 認第3号から第22 議第71号までと第23 市政に対する一般質問

- 議長（岩原輝夫君） 日程第2、認第3号から日程第22、議第71号までの21案件を一括して議題といたします。

日程第23、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、8番 市原鶴枝君。

- 8番（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問、道路特定財源制度についてと、保育料2歳児通年制についての2点を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第1点目といたしまして、道路特定財源制度についてでございますが、道路特定財源制度は、受益者負担の考え方にに基づき、道路の利用者、つまり自動車の所有者やその燃料を使用した人が道路の建設維持費用を負担する制度であります。財源には揮発油税や自動車重量税などが充てられており、国の制度のように見えますが、国と地方との間で税収の配分比も定められており、地方も関係しております。道路整備5ヵ年計画とあわせて、道路の集中整備に貢献をしてきました。幹線道路の中央分離帯に「この道路はガソリン税でつくられています」といった大きな看板があったり、またガソリンスタンドのレシート、給油記録には内訳としてガソリン税の額が明記されるものもあり、費用を負担しているという感覚は国民にある程度浸透していると思います。

ただ、支出の仕組みについては十分に理解されているとは言えません。自動車の取得、保有、利用の各段階で課税され、国は揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、車検時にかかる税金、地方は軽油引取税、自動車取得税、地方道路税として、国民は税金を支払っています。また、石油ガス税を除くほとんどの税目において、本則税率のおよそ2倍の暫定税率が適用されています。これは、昭和48年から52年度の道路整備5ヵ年計画の財源不足に対応するために、昭和49年度から2年間の暫定措置として実施された揮発油税、地方道路税、自動車取

得税、自動車重量税の税率引き上げが期間延長を重ねているものであります。以降、道路整備5ヵ年計画が延長されるたびに、若干の見直しを行いつつ、暫定税率は租税特別措置法を期間延長改正で続けられてきました。

しかしながら、昨年12月8日に、税収の全額を道路整備に充てる現行の仕組みを2008年度に見直し、道路整備費を上回る税収分を一般財源化する方針が閣僚決定されました。構造改革の中で浮上した見直し論には、重税感、道路の補足度に対する認識の差、環境対策の視点欠落、固定化批判、特別会計の仕組みそのものの見直し論、交通事情の加味、公共交通機関を含めた自動車との役割分担論など、さまざまでございます。

景気が回復しつつあるとしても、地域の雇用情勢等を見ますと地域間格差が存在し、いまだ地方の経済活動は低迷しております。このような地域社会を支えるため、地域経済の根幹である物流はもとより、福祉、医療、通勤、通学、買い物など、日常生活に必要なアクセスの確保や、地域資源の一つである観光拠点へのアクセスの確保など、各地域において連携・交流基盤の整備が必要であります。さらに、住民の安全で安心できる社会基盤をこれからも整備していくために、耐震、防災・防雪対策など講じていくことが必要であり、日常から既設道路の維持修繕など道路管理がさらに重要となります。このようなことから、地域の活性化、安全の確保のために必要な道路整備を計画的に進めることは、国全体として引き続き極めて重要な課題であります。

よって、国は、地方における道路は住民が日常生活を送る上で不可欠な生命線であることを十分に認識していただき、地方の実態、意見を踏まえ、引き続き計画的に整備するべきであると私は思います。私も美濃市議会といたしましても、平成18年3月議会で道路特定財源に関する意見書を国に提出しております。今この質問を通告しました後に、12月7日に道路財源暫定税率10年間継続と政府・与党で最終決定がなされ、一応安堵したところでございます。こうした現状の中ではありますが、道路特定財源の見直しがされますと美濃市にどのような影響があるのか、また市長の御所見をお伺いいたします。

次に第2点目、保育料2歳児通年制についてでございますが、子育て費用を子供1人当たりで見ますと、1997年度が166万円、2002年度が173万円であります。2002年度においてこれを年齢階層別に見ますと、零歳から5歳では115万円、6歳から11歳では182万円、12歳から14歳では212万円、15歳から17歳では218万円となっております。年齢が上がるにつれて金額が大きくなるのは、小学校、中学校、高校にかかる学校教育費が大きくなるからであります。公費負担と私費負担の分担を見ますと、零歳から5歳では公費負担が62万6,000円、私費負担が52万1,000円、6歳から11歳では公費負担が102万円、私費負担が82万2,000円、15歳から17歳では公費負担が103万9,000円、私費負担が114万6,000円となっております。全平均では、公費負担、市負担とも83万2,000円ということです。

こうして見ますと、零歳から5歳では子育て費用が他の年齢区分よりも低いように見えますが、実際には親の家庭内育児活動費用は大きく、1人当たり86万5,000円かかっている計算となります。これを加えると、零歳から5歳児の子育て費用は、他の年齢階層と同じか、

やや高い水準となります。家庭内育児活動費用のうち、9割は女性の労働であります。また、もし女性が職場で働いていたとすれば得たであろう逸失利益で見ますと、もっと高い水準になると言われております。このように、高額な費用が必要とされることが少子化を加速させているのではないかとも思えます。子育て支援という立場からも、配慮が必要かと存じます。働く母親も多く、また高齢者を抱える家庭も多くなっている現在、保育園も3歳保育のみならず、3歳未満児保育も珍しくない現状でございます。

さて、保育園での通年制についてでございますが、厚生省児童家庭局によりますと、3歳未満児の年齢計算について、4月2日以降に生まれた者を3歳児とし、4月1日以前に生まれた者を3歳未満児として取り扱うことになっております。よって、途中入園の場合、年度当初時点での年齢に合わせてクラス編制や処遇がされることになっております。

保育料2歳児通年制につきましては、美濃市の場合、満3歳になって中途入園しますと、保育料は3歳児としての取り扱いとなっております。しかし、4月の年度初めに2歳児として入園しますと、途中、満3歳になっても保育料は変更されません。こうしたことから、満3歳の誕生日を待って途中入園させる、あるいは一たん退園して改めて3歳児として入園させる家庭があるとのこと。2歳児は3歳児に比べ保育料が割高になりますので、こうした問題が発生しているのが現状です。

そこで、こうした対象者数が年間どのくらい美濃市の中であるのか、経費見込みはどのくらいなのか、何かよい支援策が考えられないか、お尋ねをいたします。

以上、道路特定財源制度についてと、保育料2歳児通年制についての2点につきまして質問をさせていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

市原議員の御質問にお答えをしたいと思います。

市原議員の一般質問の1点目、道路特定財源制度について、美濃市にどのような影響があるのか、また市長の所見はどのようかについてお答えしたいと思います。

道路特定財源は、国民の社会経済活動を支える国道、県道、市町村道の整備とその安定的な財源の確保のため極めて重要な財源であると認識し、この制度を堅持すべきと考えております。この議会におきまして、内閣総理大臣を初め関係大臣にその堅持についての意見書をお願いしているところでございます。

この道路特定財源は、昭和24年に揮発油税が創設され、昭和28年に議員立法による道路整備の財源等に関する臨時措置法により、揮発油税が道路特定財源となったところであります。議員のおっしゃるとおりでございます。その後、昭和41年に石油ガス税、昭和43年に自動車取得税、昭和46年に自動車重量税が創設され、さらに昭和49年に本則の税率に加えて暫定税率が制定され、期間延長を経て今日に至っているところであります。

国では、2011年までにプライマリーバランスの均衡を図るため、平成18年12月に、平成20

年度以降も暫定税率による上乘せ分を含め現行の税率水準を維持するものの、不足する一般財源化を前提とした道路特定財源の全体の見直しについては、毎年度の予算の中で道路整備に充てることを義務づけている現在の仕組みを改めることとし、道路歳出を上回る税収の部分については一般財源とする具体策が閣議決定されたところであります。

また、歳出・歳入一体改革が現在進められておりますが、この中で、公共事業については平成20年度の概算要求基準は前年度比3%の削減となっております。したがって、当然のことながら財源が余ることになります。政府の見直し案では、暫定税率は10年間継続するが、本年度の一般財源化1,806億円を上回る額を一般財源化するというようなものであります。

一方、平成19年度の道路特定財源の収入見込みでございますが、国・地方合わせて約5兆6,000億円とされております。美濃市におきまして、その平成18年度決算で見ますと、地方道路整備臨時交付金として美濃市に支給される約1億9,000万円、地方道路譲与税3,000万円、自動車重量譲与税等については8,900万円、自動車取得税交付金は6,700万円の合計、道路特定財源として美濃市にいただくものは約2億9,500万円があります。仮にこれを暫定税率として廃止して本則税率のみとした場合、美濃市では、貴重なこの道路財源のうち1億4,000万円が消えることとなります。そして1億9,000万円が減り、1億5,400万円程度になると予測されます。

美濃市の活性化のためには、産業基盤の整備が必要となり、高規格道路や主要地方道路の整備が今後も大変重要であります。また、美濃市の生活基盤である幹線道路や生活道路の維持並びに整備はまだまだ十分とは言えません。道路特定財源の一般財源化が進みますと、市民の皆さんや、あるいは自治会から多く出ております道路に対する要望、すなわち道路の整備や維持も十分に進めることが難しく、なおのこと念願の大矢田トンネルや段・西洞線など、道路の計画的な整備に大きな影響が出てくることとなります。

私は、住民に安全で安心できる生活基盤がまだまだ不十分で、道路の新設改良、維持修繕など、道路整備がさらに重要と考えているところであります。日本においては、地方の情勢等を見ると地域間格差が存在し、地域経済の根幹である物流はもとより、福祉、医療、通勤、買い物など、日常生活に必要なアクセスの確保や、地域資源の一つである観光拠点へのアクセスの確保など、各それぞれの地域において、またあるいは各市においてと言った方がいいかもしれませんが、連携・交流基盤の整備が必要となっております。国の道路の中期計画や道路特定財源の透明性の確保はもちろん図ることが必要でありますけれども、真に必要な道路整備を推進することは全く必要だと考えております。

市長会では、暫定税率を含め現行制度を維持し、受益者負担という道路特定財源制度の趣旨にかんがみ、一般財源化することなく十分確保することや、道路整備に係る特定財源の比率を地方への道路財源の配分割合を引き上げるということ、あるいは中期的な道路整備計画の策定には地方の意見を反映し、また地方が真に必要な道路計画が計画的に確実に実施できるようにすることなど、国に対して強く要望していきたいと考えているところであります。

今後とも、市長会はもちろん、市議会の皆さんや市議会議長会など関係団体と連携し、道路特定財源の堅持について強力に活動していく所存であります。どうぞ御理解を賜りますとともに、御支援を賜りますようお願い申し上げて、市長の答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 市原議員の一般質問の2点目、保育料2歳児通年制についてお答えいたします。

平成19年度は、平成18年度に引き続き、少子化対策及び子育て支援を最重要課題の一つとして取り組みを行っているところでございます。平成19年度の新たな少子化対策といたしまして、小学校6年生までの医療費無料化、留守家庭児童教室の対象学年を4年生までに拡大して行っております。また、障害児を対象にした療育システムの構築を進めております。

保育園関係では、480人ほどの保育所運営委託費は、保護者が本来本人負担すべき保育料のうち約30%を市が軽減しており、その額は約5,083万円で、園児1人当たり約10万4,000円となります。また、保育料は今年度から国の制度が改正され、所得制限に関係なく、同一世帯で2人以上入園している場合、2人目は半額、3人目以降は10分の1になりました。その他、延長保育や一時保育など14の事業を引き続き実施しているところでございます。

議員御質問の対象幼児数と経費の見込みにつきましては、18年度ベースで対象児童数46人、約170万円が必要になります。国の制度では、2歳児が年度途中で3歳になっても、保育料は2歳児の保育料のままでございます。そのため、3歳児になって入園すれば保育料は3歳児の保育料になることから、3歳になるのを待って入園させる保護者もあると聞いております。2歳児と3歳児では保育料の基準の差が大きいことがその理由かと推察いたします。

今後、他市の状況を調査しながら市としても検討してまいります。しかしながら、財政上のこともございますので、国に対し、必要に応じて市長会等で要望するなど、保護者負担の軽減を引き続き図るよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして、2点一般質問をさせていただきます。

旧美濃病院跡地利用計画と市民の意見反映について。

旧美濃病院跡地利用について市民の意見を聴取しているのか、また市民意見を反映した計画づくりができていくかということです。

9月下旬の建通新聞に「旧美濃病院跡地を生涯学習や福祉の拠点のほか交流拠点としての利用方法も考えている」という記事が載りました。建通新聞は業界紙であります。この記事は9月12日に建通新聞社が市長から取材して掲載された記事であります。議会へは詳しく説明がありませんので、お聞きをいたします。

病院跡地利用に関しましては、平成17年12月議会の一般質問で取り上げ、旧美濃病院建物を早急に取り壊して、イベント駐車場など、一時的な利用をしてはどうかとお尋ねをしまし

た。これに対し市長からは、早期に予算を組み、取り壊したい。跡地は、まつり会館、わくわくコミュニティ広場の候補地となっているが、駐車場や災害時の避難場所などへの利用案や、市民の意見も参考にしたいと答弁がありました。今年度の施政方針では、懸案であった旧美濃病院を解体撤去する観光ふれあい広場整備事業に着手し、当面の跡地利用として、一部を観光駐車場としての利用を予定している。全体的な跡地利用計画は、新年度にワークショップを開催し、市民の皆様の御意見を聞いて検討するとあり、予算には1億5,300万円が計上されました。また施政方針では、「今後も市政の重要課題に市民の皆さんの参加を得て、提案や評価をいただき」とあります。

以上のとおり議会答弁や施政方針が述べられておりますが、建通新聞の記事のとおりだとすれば、病院跡地利用がいつの間にこのように変わってきたのでしょうか。市民の意見はいつだれに聞き、どのような意見であったのか、その意見を踏まえて検討した結果が記事の内容であったのかをお尋ねいたします。

2番目、厳しい財政状況下での政策実現について。

実質公債費比率と経常収支比率悪化の原因は何か。

次に質問の2点目、厳しい財政状況と、そのもとにおける政策実現についてお伺いします。

平成18年度決算で3ヵ年平均の実質公債費比率は17.7%となりました。県下42市町村の中で、地方債発行の県の許可が必要となる18%を超えた自治体は4団体となり、美濃市はそれに続く5番目に位置しております。一方、経常収支比率は97.9%と、驚く数字となりました。経常収支比率は、決算の説明書にあるように、一般的には75%程度が妥当であり、80%を超えると弾力を失いつつあるということです。過去10年間を見ても、80%を下回ったのは平成12年度の79.6%だけであり、17年度は県下で2番目でしたが、18年度はトップに躍り出て、ついに最悪の事態となりました。この悪化は、地方自治体を取り巻く環境を見ていれば当然に予測ができたことであり、このような状態にならないような行財政運営の努力が求められたところです。当然ながら原因を究明されいると思いますが、どこに原因があったのかをお尋ねいたします。

2番目、今後数年間の地方交付税収入をどのように予測するのか。また、頑張る地方応援プログラムによる地方交付税の支援措置はどの程度になるのか。

次に、地方交付税についてお尋ねいたします。

11月18日に、岐阜県は平成18年度の県内市町村の普通会計決算見込みを発表しました。これによりますと、交付税は前年度に比べ5.7%減少しています。美濃市においても大変厳しい状況が続いておりますが、今後数年間の地方交付税収入をどのように予測されているのか、お伺いします。

また、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう取り組む地方公共団体に対し3,000億円程度の地方交付税の支援制度がつけられ、今年度からスタートいたしました。この制度による地方交付税の支援措置を受けるにはいろいろと難しい制約があるようですが、美濃市は今年度はどのくらいの支援措置があるの

か、お伺いします。

3番目に、悪化する財政状況のもとで計画どおりに重要政策課題が達成できるのか。

悪化を極めている財政状況のもとで、第4次総合計画の後期計画に掲げた福祉や教育の充実、都市基盤整備などの政策目標は達成できるのかをお伺いします。

後期計画では、平成22年度の目標値として経常収支比率は88%、財政調整基金は15億円が計上されております。財政調整基金残高は現在12億6,000万円余りであると思いますが、19年度は5億7,000万円を取り崩す予算となっており、今年度末には残高は7億円程度にまで減ります。このような状況で、平成22年度に15億円の基金が達成できる見込みはあるのでしょうか。

また、18年度末の市債残高は全会計合わせて296億6,000万円ですが、減債基金は2億8,000万円と、何とも心もとないところです。この状況で、市民が強く望んでいるところの福祉や教育の充実、道路整備、火葬場建設、美濃北中や旧蕨生小学校の改築などの重要課題は計画どおりに達成できるのか、お伺いをします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 野倉議員の一般質問の1点目、旧美濃病院跡地利用計画と市民の意見反映についてお答えをいたします。

現在、旧美濃病院は、解体撤去工事を11月から実施しているところでございます。付近住民の皆様には、御理解と御協力を得るため、各自治会を通して説明会を開催しました。

この旧美濃病院の跡地利用については、平成10年にまつり会館基本構想・わくわくコミュニティ広場基本構想を策定し、平成18年3月策定的美濃市21世紀のグランドデザイン、美濃市の第4次総合計画でございますが、これの後期基本計画の中では（仮称）まちづくり会館の建設と（仮称）わくわくふれあい広場の建設を検討するとしておりますが、当面は観光駐車場として整備するものとしております。これは、平成17年12月議会の野倉議員の一般質問での御提案に沿ったものと思っております。

旧美濃病院については、平成19年度に旧美濃病院の取り壊しを行い、平成20年度には観光ふれあい広場の造成工事を予定しております。これは、将来構想について十分市民の考えを入れられるよう当面柔軟に対応するため、建物の取り壊しと跡地の当面の活用に限定しているところであります。多くの観光客が駐車できる駐車場や、災害時の避難所などを確保する広場の整備を行うものでございます。なお、吉川町付近の区画整理事業についての計画もありますので、総合的な土地利用を今後検討して有効利用を図りたいと考えているところであります。

今回、野倉議員御指摘の、9月下旬の建通新聞に「旧美濃病院跡地を生涯学習や福祉の拠点のほか交流拠点としての利用方法も考えている」という記事については、（仮称）まつり会館基本構想や（仮称）わくわくコミュニティ広場構想に基づき述べたもので、当然のことながら構想の検討についても市民の意思を聞きながら行いたいと、私の考えを述べたもので

あります。したがって、病院跡地の利用計画を変更したというふうには考えておりません。また、今後の将来計画については、財政的なこともありますので、長期計画として、市民の皆さんや議会の皆様の十分な御意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

次に一般質問の2点目、厳しい財政状況下での政策実現についての1点目、実質公債費比率と経常収支比率の悪化の原因は何かについてお答えをしたいと思います。

実質公債費比率は、地方債の協議制度移行に伴い、元利償還費の水準をはかるため、起債制限比率に、公営企業の元利償還金や、すなわち下水道等ではありますが、一部事務組合への負担金、これは広域の事務組合等が含まれておりますが、一部事務組合への負担金等の準元利償還金を加えた指標で、平成18年度は美濃市の場合17.7%でございました。

経常収支比率は、人件費や扶助費、要するに福祉費でございまして、あるいは公債費等の経常経費に、地方税や地方交付税、あるいは地方譲与税等の経常一般財源収入がどの程度充てられるかということをはかるもので、財政構造の弾力性を把握するものでありまして、平成18年度は御指摘のとおり97.9%でありました。

御質問については、御指摘のように、美濃市のみならず、全国の市町村が大変このようなことで不安を抱き、困っているところでもあります。国の三位一体改革及び歳出・歳入一体改革や市町村合併を含めた行財政改革は、国の負担を地方に転嫁することとなり、端的な例が地方交付税の場合に当てはまるかと思っております。この二つの指標の悪化は、地方交付税の大幅な削減によるものでございまして、それによって比率が上がったわけでもあります。

実質公債費比率の悪化した大きな原因は、指数を計算する分子となる下水道会計、農業集落排水事業会計への公債費に関する繰出金や、美濃病院事業会計への公債費に関する補助費等の増加、また分母となる地方財政計画の減少、これは国の地方計画の減少でございまして、要するに地方に渡す分のお金を減らすということでもあります。そういうことによりまして地方交付税や臨時財政対策債などが大幅に減少いたしまして、市税の伸び悩み等もありまして、財政規模におきましてこうしたものが縮小したことに原因があります。

19年度決算では、市債の発行が県の許可を必要な18%を超える見込みとなっていることは事実のとおりであります。これは全国的な傾向でもあります。ある県では、全県全部というところもあります。地方自治体の多くが、国が積極的に整備の促進をした下水道整備による特別会計への繰り出しが実質公債費を引き上げる要因となることから、総務省からは、これではいけないということで、実質公債費比率の算定式の元利償還金等から用途が特定された歳入である都市計画税を控除し、指数の計算を見直すというようなことも検討されているところでございます。

また、経常収支比率の悪化した大きな要因は、先ほど述べましたように、下水道や農業集落排水事業の特別会計に対する繰り出し基準が見直されまして、公債費の繰り出しとなる分流式下水道、美濃市の場合はそれに当てはまります。分流式の下水道に要する経費が経常経費の中に含まれるというふうに算式が変わったことによるものでございます。

平成16年度と比較いたしますと、経常収支比率は88.5%から平成18年度は97.9%になり、2年前に比べると、おっしゃるとおり9.4%ふえました。そのうち人件費につきましては、小・中学校の指導講師や図書館司書など、こうした美濃市独特の充実を図りながら、全体では抑制に努めて、経常経費の比率から1.6%減らしております。扶助費や補助費等は、福祉医療費の拡充や保育料の軽減、あるいはごみ処理や、市民の安心・安全を守る常備消防に係る広域行政への負担金や、あるいは美濃病院事業会計への出資金等の増加で4.7ポイント増加をいたしました。また、繰出金は、下水道や農業集落排水事業、老人保健特別会計などで5.6%ふえました。このことによって97.9%になりました。なお、公債費は、市債の発行を抑制しておるので増減はありませんでした。

また、計算の分母の大きな要因となる、この計算式上の問題の分母でございますが、地方交付税のうち、普通交付税、臨時財政対策債、減税補てん債の合計が平成16年度と比較しますと、平成16年度は27億300万円、そして18年度は22億3,300万円、このように交付税を減らされた結果、2年前に比べて交付税、あるいは臨時対策債は17.4%減って4億7,000万円の減額となったと、このことが大きな数値の変化になりました。

美濃病院や下水道、農業集落排水事業の整備は、市民の健康や生活環境の向上のため必要不可欠なものでございまして、これを引き延ばしてやらないというわけにはいきません。しかしながら、また一方を見直しますと、平成18年度の下水道の水洗化率、これは右岸処理区で74.7%、左岸処理区で50.2%でございます。合計57.4%でございまして、まだ水洗化率、要するに接続をしていただいてない方がたくさんいらっしゃるということでもあります。また、農業集落排水の水洗化は、最高の地区では97.3%、最低の地区は34%という現状でございまして、平均で67.3%でありますから、こうして利用者に対するその分を繰り出していかなくちゃいけないという問題が大きな負担の原因になっているということでもあります。

実質公債比率や経常収支比率の抑制をするためには、市債のうち、金利の高い公的資金を借りかえるというようなことも実施をいたして、繰り上げ償還を行って、低い金利に抑えていきたいと思っております。また、一般会計につきましては、人件費、物件費等の経常経費の削減をさらに推進していくと。あるいはまた、市債の発行を極力抑えていくと。どうしても必要な下水道や道路に限るということでもあります。また、一般会計からの繰出金等の負担軽減を図るため、美濃病院の経営の安定化に努めていくこと。あるいは下水道、農業集落排水の水洗化率の向上に市民の皆さんの協力をいただきながら、これを重要な課題と位置づけて進めていくこと。こうして地域の皆さんや市民の皆さんの御理解を得ながら、加入促進を図ってまいりたいと思う次第であります。

また二つ目の、今後数年間の地方交付税収入をどのように予測するのかと。また、頑張る地方応援プログラムによる地方交付税の支援措置はどのようになるのかについてでございますけれども、地方交付税は、歳出・歳入一体改革ということによって今後も国の方針としては大幅に減らしていくということでございます。美濃市においては、平成19年度の地方交付税のうち、普通交付税は8.9%減額になるという見込みであります。平成20年度の地方交付

税の概算要求では、さらに国は4.2%減額すると言っております。今後も相当厳しい状況が続くということをごさいます、申し上げれば、地方が疲弊するという原因はここにあるというふうに思っております。

また、頑張る地方応援プログラムにつきましては、子育て支援プロジェクトを初め五つのプロジェクト推進費と増加需要額として約4,443万1,000円が地方交付税に算入されたところでございます。

次に三つ目の、悪化する財政状況のもとで計画どおりに重要政策課題が達成できるのかについてでございます。

市の財政を取り巻く状況は大変厳しいものがございます。国の歳出・歳入一体改革による国庫補助負担金の見直しや、地方交付税の削減が見込まれる中で、市の財政状況は非常事態というふうにとらえておまして、これを十分認識し、場合によれば受益と負担の適正化等によりまして市民の負担もお願いしなければいけない。すなわち使用料や手数料の見直しや、また市としては新たな財源の掘り起こしや、あるいは工夫によりまして税以外の自主財源の確保に努めていくこと。あるいは市としては、職員の削減である人件費や物件費などの経常経費の削減をさらに厳しく進め、あるいは市民に対する補助負担金等に対する見直し、あるいは市民の提案や道普請方式などによって市民とともに進めていく、市民協働型の事業手法によっていろいろその事業費を減らしていくということも図っていかねばならないと思っております。

いずれにいたしましても、平成まちづくり改革を確実に推進し、第4次総合計画の目指す小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりの実現のため、後期基本計画の重要施策の推進については一生懸命努力をして取り組んでいきたい。ただし、こうした国の方針については、市長会、あるいはいろんな場を通じて、地方が疲弊している原因について十分説明をして、理解を得て、地方への財源が確保されるように今後も努力をしていきたい、地方には限界があるということをよく御理解いただきたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） 再質問をいたします。要望と、ちょっと質問をさせていただきます。

質問の第1点目、旧美濃病院跡地利用計画についてですが、病院跡地は市街地に位置した広い面積の土地です。多くの市民の意見を聞き、じっくりと計画すべきであると考えます。また、現在の財政状況を見ても、とても早々に着手できるとも思えません。ここは拙速を避け、時間をかけて取り組まれるよう要望いたします。

2点目、厳しい財政状況についてでございますが、私は、市の財政は非常事態にあると思っております。市長は、美濃市の財政は大丈夫、健全財政を堅持すると繰り返し説明をされておりますが、去る7月の市長選挙のマニフェストの中にも大きな字で「大丈夫な財政」と

印刷されておりました。ところが、18年度決算で、そうではないということが明確になりました。市税収入は伸びない、三位一体改革で地方交付税も大幅に減額されることも十分におかっていたはずです。この厳しさは今後も続くと思われまます。

また、昨年の12月議会での財政状況についての質問に対し、市のホームページや総務省のホームページで公表していると答弁がありました。これを見ましても、難しくて十分理解できるものではありません。また、財政予測を作成し、できるだけわかりやすく公表を検討するとも答弁がありました。市民のだれもがよくわかるように財政状況と今後の財政計画について説明する責任があると思ひますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたしまます。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 野倉議員の再質問にお答えしたいと思ひます。

私は、美濃市の財政が緊急事態にあるという、非常に厳しい状況にあるということについては、そのとおりであります。しかし、美濃市の財政が健全でないということではないというふうにおもっておりまして、私はうそを言っていないと思ひております。今後も健全化に努力をして、市民の安心を得られるように頑張っていくたいと、このように思ひておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

また、市の広報やホームページ、あるいは国・県のホームページ、マスコミなどを通じて、市民の皆さんにいろいろこういった財政が国も地方も大変であるということについては公表されているところがございますが、今後も財政事情や予算の概要、財政比較分析表、決算カード、バランスシート、行政コスト、決算書、財政状況一覧表等、こうしたもので公表しているわけがございますけれども、さらには、これから今後、国によれば財政健全化法というのが制定されてございまして、今後はさらに実質赤字比率や実質公債費比率、またほかに二つございまして、四つの指標によって、地方の公会計制度に基づく貸借対照表や行政コスト計算書など、こうしたものが公表されてまいります。御指摘のように、市民の皆さんには十分御理解をいただきながら、行政だけではなくて、市民もともに耐えながら、ここを頑張っていくかないと私は美濃市の発展はないと、このように思ひておりますので、これからは厳しい財政ではございますが、将来の見通しが明るくなるように、あるいは希望を持てる財政が進めていけるように市政を進めてまいりたいと思ひますので、御理解を賜りますようによく申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 発言の許可をいただきましたので、一般質問2点について石川市長に質問いたします。

まず第1点は、美濃市平成まちづくり改革大綱についてであります。

美濃市が当面は市町村合併をせず単独の道を選択したことにより、平成16年12月に美濃市平成まちづくり改革委員会から意見具申を受けて、まちづくり改革大綱が策定されました。まちづくり改革委員会の委員には、市民の各界各層の良識ある方々と地方自治専門の大学教

授も名を連ねておられました。委員の方々は、当時の美濃市の状況から、将来どうあるべきかを真剣に、かつ慎重に検討された上で意見具申されたものであり、これを受けてつくられた大綱は非常に重みのあるものだと私は理解しています。

この大綱の中で、改革の推進期間は、長期的視野を持ちつつ、平成16年度から平成18年度までの3年間とし、以後3ヵ年を単位として毎年見直しを行うものとされております。また、改革の推進体制については、美濃市平成まちづくり改革推進本部において改革の評価や進捗管理を行うとともに、進捗状況は毎年市民に公表し、外部の評価も受けるものとしてされております。

市のホームページによりますと、大綱に基づく行動計画を5年間に延長し、集中改革プランとして公表されております。ホームページで公表されております集中改革プランは、平成17年度から平成21年度の計画であり、全部で217に及ぶ推進項目が上がっており、それぞれの年度ごとに調査、検討、実施などの工程がつけられています。ホームページに公表されております行動計画は平成18年3月に作成されたもので、平成19年3月にはまだ作成されていません。平成17年度から21年度までのプランとなっており、少々古いものではないかと思われませんが、大綱策定から3年を超え、間もなく4年となるようとする現在、このまちづくり大綱に今までどのように取り組み、どのような成果があったのか、また今後改革をどのように進めようとしておられるのかをまずお尋ねいたします。

特に私が注目し、なおかつ心配しておりますことは、財政問題であります。まちづくり改革委員会から市長あてに提出された提言の中で、健全な財政運営の確保について次のように指摘されております。平成15年度の経常収支比率が90.8%に達するなど財政の硬直化は顕著であり、今後の少子・高齢化、人口減少、市税収入減少及び地方交付税削減などの社会経済情勢の急激な変化に対応し、抜本的な財政構造改革に取り組むことと指摘されております。

苦しい財政事情の中で、財政運営に苦勞され、努力されていることは十分に承知しておりますが、平成18年度決算では経常収支比率が97.9%にまで達しております。また公債費については、公債費負担比率が増加の一途をたどっており、平成15年度は16.9%で、15%の危険ラインを突破している。堅実な財政計画のもとに適正な事業の選択と集中を行い、極力市債発行の抑制に努めることと提言されております。しかし、これも他会計への繰り出しを含めた実質公債費比率が平成18年度決算で17.7%にまで悪化しており、平成19年度決算では、いよいよ市債発行には国や県の許可が必要になる18%を超えることが心配されるところであります。

先ほど野倉議員が悪化の原因について質問されましたので、私からは、美濃市集中改革プランでは217項目という数多くの取り組みがあり、懸命に取り組まれているなどと思う反面、十分に取り組まれているのかなど疑問視する改革推進事項を上げたいと思います。

例えば、行政評価制度の導入です。県レベルや多くの市が何年も前から行っていると聞いておりますが、美濃市ではどのようになっているのでしょうか。各種の事業が市民のためになっているのか、市民が満足に思っているのかを評価するのは大事なことだと思います。9

月議会では、私は松森地区の住民ぐるみの取り組み事例を紹介しながら市民協働のまちづくり活動の推進について質問しましたが、集中改革プランの中には、さらに奥深く、住民自治組織による地域づくり、地域自治区設置の研究、まちづくり基本条例の制定、パブリックコメント制度の制定などがあります。これらについて十分調査研究し、美濃市にふさわしい制度をつくるのが大事だと思います。

以上上げました五つの改革推進事項は、今後の美濃市にとって、また美濃市民にとって大変重要なかぎになるような気がいたしますが、市長はこれらについて今後どのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

次に、簡素で効率的な行財政システムを構築するために、部長制を廃止して機能的な組織にすることはできないかについてお尋ねいたします。

財政の硬直化が極限状態に近づいた中で、まちをよくするための建設事業を進めるためには、義務的経費のどこかを節減しなければならないものと考えます。財政規模が縮小し、人口も減少する現実の中で、私は人件費も抑制の対象とせざるを得ないと思いますが、そのためには効率的で機能的な組織を目指すべきだと考えまして、部長制の廃止を提案したいと思います。

まちづくり改革大綱には、簡素で効率的な組織・機構の形成、職員の定員管理適正化といった事項があり、集中改革プランには行政組織の見直しとして、現行6部23課を3部18課を目標に段階的に縮小とあり、平成18年度は「実施」、平成19年度から21年度の3年間は「検討」となっております。まちづくり改革委員会からも、団塊の世代が退職する2007年から2009年の時期を中心に、退職不補充を原則として定員の縮小を図ると提言されております。美濃市役所においても、今年度末からいわゆる団塊の世代と言われる職員の方々が順次退職されると聞いております。もちろん市民サービスの低下を来さないように最小限の職員補充をしていただかなければなりません。シンプルで効率的、機能的な機構改革を英断されるチャンスではないかと思っております。

集中改革プランに掲げられた、美濃病院を除き6部を3部に縮小するという目標は一向に進んでいる様子はなく、むしろ部長級職員がふえているのではないのでしょうか。現在、部長級職員は10名いらっしやると聞いております。来年3月には部長級職員のうち多くが定年を迎えられると聞きます。こういった機会にこそ、大なたを振るうことなく、円満に組織の縮小ができるのではないのでしょうか。市長はどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

質問の第2点は、ことし3月に開通しました県道富加・美濃線沿いの松森赤谷地区の宅地開発の促進についてであります。

長年の懸案であった県道バイパスの開通に私も大変喜んでいるところであり、バイパスの交通量が飛躍的に増加しまして、朝夕のラッシュ時には松栄町の信号で渋滞するほどになってきました。

さて、赤谷地区は、このバイパス沿いに開けるおよそ14ヘクタールの農地ですが、現況は、耕作放棄地が散在し、土地の有効活用が課題となっているところであります。バイ

パスの開通以降、松森ではアパートの建設計画が数件具体化し、この近辺での宅地需要が急速に活発化してまいりました。これは隣接する関テクノハイランドの企業立地に関するものと推測されますが、人口が増加することは歓迎すべきことであります。こうした状況の中で、赤谷地区は、野田地区も含めて、無秩序に開発される前に、土地区画整理事業で快適な住環境を整備することが望ましいと考えます。交通の利便性、静かな自然環境にも恵まれており、美濃市の発展に寄与する地域だと確信しておりますので、土地区画整理事業を、組織を強化して、早急にこの事業に取り組んでいただきたいと思います。市長の積極的な答弁を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田議員の一般質問の1点目、美濃市平成まちづくり改革大綱についての一つ目、平成16年12月に平成まちづくり改革委員会から市長に示された提言書の内容が推進期間3ヵ年間でどのように取り組まれたのか、また今後改革をどう推進していくかについてお答えをしたいと思います。

美濃市平成まちづくり改革大綱は、平成まちづくり改革委員会からの提言に基づきまして、平成17年1月21日に策定をいたしました。この大綱に基づきまして、平成17年3月に行動計画を策定し、平成18年3月には、国の示した公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づき、行動計画を見直しまして、平成21年度までの5年間の美濃市の集中改革プランとして、美濃市平成まちづくり改革推進行動計画に改めて、これを策定したところであります。改革の推進事項は、大きく分けまして、効果的かつ効率的な行政運営の確立、それから持続可能な財政運営の確立、そして市民協働型行政運営の推進、それから簡素で効率的な組織運営、そして職員数の削減、給与の適正化でございます。これらの推進事項を進展させるために、行動計画の工程に基づきまして、行財政の改革を行うとともに、毎年見直しを行ってきております。

改革の成果というものでございますが、平成16年度におきましては、職員9人の削減、給与の適正化、補助金等の整理合理化、内部管理経費の見直しや投資的経費の見直しに伴う例えば市道段・西洞線の凍結などで4億9,000万円を捻出しました。また、平成17年度では、職員6人の削減、内部管理経費の削減、補助金等の整理と合理化によりまして2億4,400万円、平成18年度では、職員1人の削減、補助金等の整理合理化、内部管理経費の見直し、事務事業の整理合理化などにより3億7,000万円の削減を図ってきました。この3年間で11億300万円の成果がありました。

今後の取り組みとして、まず効果的かつ効率的な行政運営の確立につきましては、当面の事務事業の見直しや行政評価制度の導入、アウトソーシングの導入、公の施設の管理運営の適正化と効率化、PFI・PPP方式の導入、行政手続の簡素化、システムづくり、電子市役所の推進、学校再編の推進、広域連携の推進、外部団体の見直しを行ってきておりますし、今行っております。

持続可能な行政運営の確立といたしましては、中期的な財政健全化計画の策定と、特別会

計、公営企業会計の独立採算を基本とした経営の健全化、あるいは税等の収納対策、それから未利用財産の処分、こういったものを行うなどいたしまして自主財源の確保と、受益と負担に基づく使用料や手数料の見直しなど受益者負担の公平性の確保や、経費の節減、補助金交付の適正化、公共工事のコストの削減、財政管理手法の見直し、人口対策などを行ってまいります。

市民協働型行政運営の推進といたしましては、市民と協働による行政運営、一例を上げますれば「もったいない運動」を検討中でございますが、さらに、地域づくり委員会を立ち上げまして、住民自治組織による地域づくりや地域自治区設置の検討、またまちづくり基本条例の制定、パブリックコメント制度の制定に向けて努力をしていきたいと思っております。

また、簡素で効率的な組織運営、職員数の削減、給与の適正化に関しましては、簡素で効率的な組織・機構の形成、出張所の改廃及び地域活動サービス施設への転化、職員の定員管理の適正化、職員給与の適正化、附属機関の整理・統合等を行っていききたいと思います。

さらに、現下の厳しい財政状況にかんがみて、行動計画の大幅な見直しを現在検討しているところであります。これらの項目について、議会を初め市民の皆さんの御協力を得ながら、平成まちづくり改革大綱に基づく行動計画を確実に推進しまして、持続可能な財政運営、健全な財政運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また二つ目の、簡素で効率的な行政システムを構築するため、部長制を廃止して機能的な組織にすることはできないかについてお答えをしたいと思います。

改革を推進するには、職員一人ひとりが意識改革を行うとともに、行政ニーズに的確に対応ができ、地方分権社会にふさわしい執行体制を確立して、限られた人材と財源の中で、市としての役割を最大限に確実に果たしていかなければならないということは言うまでもありません。このため、時代の潮流を踏まえながら、簡素で効率的な組織体制への再編整備を図るとともに、適正な定員管理の実施や事務の改善、そして独自性と主体性を持った施策の展開ができるよう、職員の能力開発と向上を図る必要があると思っております。平成17年から組織・機構の見直しとして、部や課の再編、わかりやすい名称への変更、出張所機能の見直しなどを実施してまいりました。

議員御質問の、部長制を廃止して機能的な組織にすることはできないかについてでございますが、今日、行政を取り巻く問題や課題につきましましては、組織横断的なものが多く、縦割り型の一つの部や一つの課で処理できるものばかりではなく、複雑多様化をしているところでございます。こうした事案に対処し、迅速かつ的確な対応が求められるため、調整等も行いながら、部長制は必要な組織体制であると、このように思っております。

一方、職員の定員適正化計画の推進により職員数は確実に減少しており、職場環境は極めて厳しいものがございます。しかし、今日、さらなる地方分権時代にふさわしい行政組織や機構の構築が求められておりまして、今後も課の統合や、あるいは再編を進めていかなければならないと思っております。今後の市民ニーズや多様な課題に対応するため、そういった意味で、簡素でわかりやすい組織運営を目指して、組織・機構の見直しについてはさらなる

検討をしていきたいと、このように思っております。

次に一般質問の2点目、本年3月に開通した富加・美濃線沿いの松森赤谷地区の宅地開発促進についてでございます。

この松森野田地区の土地区画整理事業につきましては、県道富加・美濃線、赤谷川改修などを含めた面的整備計画について経過を申し上げますと、平成5年、事業施行のアンケート調査を実施し、90%を超える地権者の方々から賛成をいただきました。平成6年8月には研究委員会が発足され、事業の推進に向けて努力されてまいりました。平成7年8月には、B調査実施に向けての仮同意をとったところ、92.13%の賛同を得て調査を実施いたしました。平成8年3月には、B調査報告書ができ上がったところであります。

その後、事業実施に向けまして、都市計画道路富加・美濃線、赤谷川の改修、用途地域の指定、埋蔵文化財、長良川鉄道立体交差などについて関係機関と協議を重ねました。また、研究委員会でもB調査をもとに事業実施に向けて研究が進みました。ただし、減歩率が47.19%と大変多過ぎること、また埋蔵文化財があること、あるいは平均の保留地単価が1平米当たり5万5,000円で保留地面積が3万3,480平方メートルということで、当時のような地価下落の中でこのようなものが売れるのかといった、こういう経済不安のところで保留地処分ができるのかということが大きな問題として上がりました。こうしたことから、事業の推進方法が見出せないまま、そのまま先に進むことができないという状態でございます。その後、近隣では関テクノハイランドが造成され、平成12年度末にはこのテクノハイランドが販売されたわけであります。

それに伴い、関市内の県道富加・美濃線が美濃市境まで、平成12年度末までに完成されました。そのため、美濃インターへのアクセス道路として、今度は美濃市から、美濃インターからこの関テクハイに向けての美濃市分の都市計画道路を含む県道美濃・富加線の約1キロ区間の早期建設が望まれたところであります。これに対応するため、松森野田地区土地区画整理事業の中で都市計画道路富加・美濃線もあわせて建設することが区域全体から考えると望ましいということでもございましたけれども、この事業推進に明るい材料がなかったという状況下の中で、県道富加・美濃線を直売方式に変えて、土地区画整理事業から切り離して建設するという方向が決まったわけであります。

松森野田地区土地区画整理を推進するについては、そういった経過から、11年9月16日開催の研究委員会以降、現在まで中断をしておるという状況であります。しかしながら、豊田市から美濃・関ジャンクションまで開通した東海環状自動車道、来年7月全線開通予定であります東海北陸自動車道美濃インターチェンジに通ずる重要な路線でございまして、この念願であった富加・美濃線は本年3月28日に開通することができました。

古田議員の一般質問につきましては、県道富加・美濃線開通によりまして、沿道の松森野田地区は、議員御指摘のとおり、開発可能な有望な地域となってきたところであります。今後のためには、御指摘のような、スプロールというような、こういった不安もございまして、県道の北側、南側などの各ブロックごとに整備計画を見直しまして、未登記の道路用地

が多い市道松森小野線も含めて、土地区画整理計画を改めて立ち上げて、B調査をもとにさらなる検討を進めていきたい。ただし、先ほども大変何度も御指摘がありましたように、財政の厳しいという状況下の中で新たな事業を幾つか進めていくということについては困難を伴います。しかし、これは大変重要なことですので、来年度は進めていく方向で検討していきたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りますよう申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 再質問では、要望をいたします。

質問1点目の平成まちづくり大綱につきましては、大変意義の深い内容が含まれておりますので、第2次のまちづくり改革の取り組みをされるときにも、ぜひとも平成まちづくり改革の原点に立ち返って、市民の参加による創意工夫の美濃市づくりを目指すための改革をされるよう要望いたします。

また、部長制など、組織・機構は人事と密接な関係があるので1回の質問にとどめましたが、私が、一部ではありますが、市民の皆さんに聞いた限り、人口2万3,000人の市に部長は要らないという意見が圧倒的多数でした。今の市役所は、市民から見ると、屋根がたくさんあって、その上に屋根があるというふうで、非常にわかりにくいという評判です。ぜひともシンプルで効率的、機能的で、職員にとっても働きがいのある組織・機構に改めていただけるよう要望いたします。

質問の2点目、赤谷地区の宅地開発の促進につきましては、この地域は土地区画整理事業の可能性が高いと確信しており、土地の有効活用、人口対策等々、将来必ずやプラスに働くと考えますので、積極的な取り組みを期待し、質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時27分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 発言のお許しをいただきましたので、平成20年度予算編成の概要について2点の一般質問をいたします。

1点目の、予算編成はどのような基本的考え方で臨まれるのかについてですが、地方分権が提唱される中、三位一体の改革、歳出・歳入一体改革など、国の行財政改革により徹底的な歳出抑制を地方に求められるなど、地方の行財政制度は大きく変化し、本市においても平成17年の平成まちづくり改革の策定当時に比べて大きな変革となっています。

平成20年度は、単独の道を選択して4年目を迎える年となり、厳しい財政環境の中で第4次総合計画の後期計画の目標を着実に前進する中間年となります。これまで本市は、市とし

ての存続を図るだけではなく、美濃市の将来に向かって持続可能な発展と健全財政を堅持しつつ、市民と協働した「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」を目指してきました。中でも今年度は、スローライフシティの事業としてツアー・オブ・ジャパンの開催は、晴天にも恵まれ、これまでのイベントにない多くの地域のお年寄りや市民の皆様の声援の中で、すばらしい成果をおさめることができました。また、産業の振興とにぎわいの一つに、まるごと川の駅構想の拠点施設として道の駅「にわか茶屋」がオープンし、好調に滑り出しています。三位一体の改革以降、大半の地方自治体が厳しい財政運営を余儀なくされ、本市も例外ではありませんが、私はこうした新しい事業が、住みたいまちとして今後も活気にあふれ、まちづくりとして財政運営に一躍かかわっていくことを期待するものであります。

そうした中で、平成19年度は、平成まちづくり改革による事業の見直しや、経常的経費5%の削減、各種団体への運営費等補助金の見直しなど、さまざまな工夫の中で、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり予算を編成されました。

しかし、平成18年度一般会計歳入歳出決算書の報告によれば、財政力指数0.551、公債費負担の健全度である実質公債費比率17.7%、財政構造の弾力化をはかる経常収支比率が97.9%になり、県下都市の中で下位の財政状況であります。また、平成19年度の予算については、実質公債費比率が18%を超えると予想され、新たな事業等の市債の発行については県の許可が必要になるなど、国においても平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、この法律によれば、健全化の判断の比率の基準として、実質公債費比率や将来負担比率などの数値により、財政健全化計画や財政再建計画の策定が求められます。このような状況のもとで、来年度の予算編成については工夫と知恵が求められ、大変苦勞が必要と存じます。

そこで1点目の、平成20年度予算編成は大変厳しい財政状況の中でどのような基本的考え方で臨まれるのか、市長にお尋ねをいたします。

次に2点目の、道路整備などの自治会要望についてどのように対応されるのかですが、本市の財政状況につきましては広報により定期的に公表されていますが、市民の皆様にとりましては、なかなか理解ができないのではないかと感じております。

平成18年度決算によると、経常収支比率が97.9%になり、財政構造の硬直化により、ますます投資的経費が圧迫されていると推察いたします。しかし、地域の安全と安心に向けて、道路環境、交通環境など、日常生活における地域住民への対策について、毎年、自治会要望として多種多様な要望が提出され、私ども議員もさまざまな地域情報や地域問題にかかわっております。例えば市道整備について、幹線道路や生活道路の道路改良、維持修繕、舗装、側溝整備、交通安全対策など予算の配分に努め、できる限りの自治会要望にこたえていただいておりますが、緊急時など、まだまだ不便を来すこともあります。

これまで本市は、厳しい財政運営の中にあって、道普請を初め、自助・共助、市民との協働など、市民の皆様にご協力をしていただき、その力量を有効的に活用することなど、政策的に努力をされておられます。私もそうした政策について理解を示す一人ではありますが、市民

の力量には限界があり、今まで何かと協力をいただいている自治会関係の皆様は、要望について市の対応に期待をしておられます。厳しい財政状況にあっても、市民と財政の信頼関係をつなげて協力し合える関係を今後もより進めていく上でも、2点目の道路整備などの自治会要望についてどのように対応されるのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 森議員の一般質問、平成20年度予算編成の概要についての1点目、予算編成はどのような基本的な考え方で臨まれるかについてお答えをしたいと思います。

平成20年度の予算編成は、国においては、国の歳出・歳入一体改革によりまして、国庫補助金の負担金の見直しや地方交付税の削減が引き続き実施されるなど、一段と厳しい状況が見込まれております。また、道路特定財源についてもそうした傾向があります。

こうした状況を財政の非常事態と十分認識した上で、限られた財源で効果的な施策を図ることといたしまして、引き続き英知を絞りまして、また職員とも図りながら、平成20年度は第4次総合計画の目指す小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりを実現していきたい。そのため、後期基本計画の推進を図っていくとして、六つの重点目標により、21世紀型のまちづくりを今後も推進し、市民福祉の向上を目指して、住みたいまち、訪れたいまちを実現していきたいと考えております。したがって、厳しい財政状況の中でございますが、要望が多く、極端に言えば、事業を取りやめて事業財源に充てていくというようなこともしなければなりません、できる限りサービスを落とすことなく何とか希望にこたえていきたいというのが私の心情でございます。

重点目標の一つ目は、スローライフの時代にふさわしい、うだつの町並みや、あるいは川の駅構想、こうした将来の子供や、あるいは未来の美濃市のそうした財産を残していくという、あるいは新たに景観をつくっていくとか、伝統と新しい文化の創造をするといったような、美濃市の顔といいますか、そういった美濃市の姿を見せていくための歴史や文化、自然環境を生かした美濃市のオンリーワンというのを第一に考えていきたいと思っております。

二つ目は、健康でとか、あるいは元気なということを考えますと、サイクルシティ、あるいは区画整理、先ほども質問ございましたけれども、人口増対策というようなことが大変必要でございますので、健康でということであり、環境に優しいということもありますが、サイクルシティや区画整理、あるいは働き場の確保としての企業誘致、あるいは新しい市街地を形成していくと。人口のそういった集中するような地域を新たにつくっていくことや、あるいは観光等の交流産業、あるいは農業や林業、商工業のような、こういったものを活性化させて、元気な、そして将来の税収の確保にかかるような、こんな事業も進めていきたいと。

三つ目は、安全であるということから、自主防災や、あるいは市民参加による健康づくりとか、子育ての支援、先ほども通年制の問題がございましたけれども、医療費の問題とか、高齢者の福祉の問題、また3Rというふうに言われておりますけれども、こうしたごみの問題でありますけれども、発生の抑制だとか、再利用とか、あるいは再生利用とか、再資源化

とかいった、安全で安心な美濃市のオンリーワンをつくっていくこと。

また四つ目には、学校教育や生涯教育、男女共同参画、学校の再編や、スローライフの実践としての1芸・1スポーツ・1ボランティア、こうした市民力や文化力を使った生きがいづくりといいでしょうか、一つのそうした豊かさ、心の豊かさをつくるような問題。

五つ目は、市民と協働して道普請や、あるいは地域づくり委員会、これは後ほど申し上げますけれども、あるいは市民と協働してもったいない運動を展開していくとか、こういったものによって、あるいはケーブルテレビのこういったものによって、安全・安心のためや、あるいは市民生活の向上のための情報の活用といったような、参加と協働によるオンリーワン。

あるいは六つ目には、先ほども御指摘ございましたけれども、平成まちづくり改革や、あるいは健全財政、簡素で効率的な行政運営、あるいは情報公開、こういった行政改革と持続可能なこうしたオンリーワンを進めていくこと。

こうした問題も含めまして、予算編成に当たっていきたい。したがって、何度も申し上げますけれども、深刻な財政状況といたしますか、回りのこうした厳しい環境に対応して、市民の皆さんには受益と負担の適正化のこういったものを総点検して、場合によれば使用料や手数料を見直しせざるを得ないという状況になっておるということであります。要するに、収入がどんどん減ってくるのにサービスは落とさないということには限界があるということでもあります。また、新たな事業を進めようと思うと、今までやってきた事業をやめなきゃいけない。極端なことを言うと、医療費の小学校6年生までを国の言うような小学校前というように落とせば、それはほかのことに使えるかもしれません。あるいは職員をどんどん減らせば、これはサービスは低下するでしょうけど、財源は出てくると。こういう非常に厳しい部分があるということでもあります。

そういった中で、むだはないか、あるいは市の方で持っている財産によっては、この際処分をすることで財源が出てこないかというようなことも考えなきゃいけない。あるいは創意工夫によって行政経費を安く上げていくということ、あるいはまた税以外の財源のこういった確保を努めながら、あるいは皆様にも、補助金が欲しい、何々してほしいと言われるけれども、この補助負担金を見直していくとか、市民の皆さんの協力を得ながら、こういったもったいない運動等を続けて経費を安くして、そして20年度の目標を達成していきたいと、このように思います。

もったいない運動のことについて少し触れたいと思います。自然や省資源などの環境保全のみをとらえるのではなくて、広く行財政の改革を推進し、持続可能な生き生きとした市民生活の構築や、市民主体の市政運営ということで、例えばマイバックの運動とか、ごみの排出抑制でありますこういったものをやっていけば、広域に対する負担金を減らすことができるということでもあります。また、読み終えた図書の持ち寄りによって図書館の蔵書の拡大を図る、こうしたことによって図書費を減らすこともできると。あるいは、公共投資を行った下水道や農業集落排水の加入率の向上によりまして、この快適な確保を図るということであ

りますが、逆に言うと市の負担金を減らすこともできると。また、市の車を減らすこと、あるいは市民の皆さんと一緒にアイドリングやそういう二酸化炭素の発生を抑制していくことも、また一つのもったいない運動になるかもしれません。

市としましては、職員の適正化による人件費の削減や、あるいは市として進めております、皆様、市民の協力も得ながら、市税等の収納率、これがだんだん落ちてくるわけでありましてけれども、景気が悪いからというわけにはいかん。やっぱり収納率を上げる、市民に税金をたくさん払ってもらおう。たくさんというよりも、必要な税金は払っていただくということがあります、こういったこと。あるいは公共工事のコストの削減、また今進めておりますけれども、昼休みなどでは市役所では電気を消しておりますけれども、こういったようなことも含めて、冷暖房等の経費その他も含めて安くしていこうというような、こういったものが入ってくるかと思えます。

検討中でございます地域づくり委員会、あるいは市民の提案や道普請方式などによりまして、市民協働型の事業着手をさらに進めていきたいということもあります。こうすることで、限られた財源を効果的に使っていけると。そして、平成まちづくり改革をさらに推進できる。そして、これがまた持続可能な予算となるということでもあります。はっきり言えば、今日まで進めてきたことは、議会の承認なしに進めたことではありません。私が勝手に進めたことではなく、議会ともどもに予算をいただいて進めてきたこととございまして、このことについては、御指摘の点もございまして、慎重に考えていきたいと思っております。

それから質問の2点目、道路整備など自治会要望についてどのように対応されるのかについてでございますが、毎年、自治会長さんから、道路の新設改良、維持修繕、舗装、側溝整備など、あるいは道路や河川整備などを中心とした要望事項をたくさんいただいているわけです。これらの要望は地域の生活に密着した事業ばかりでございますので、市民の皆さんが安心して安全に快適に暮らすことのできるためには、厳しい財政状況ではございますが、速やかに対応していかなければならないというふうに考えている次第であります。ただし、これは当然、住民自身が、自分がやらなきゃいけないということまで含まれておりますので、精査をしていかなきゃいけないことではございます。できる限りこの整備促進に努めていきたいと。

これからは、地域づくり委員会というようなものを検討中でございますが、立ち上げていきまして、従来の地域ごとの道路維持管理経費とは別に、一定の財源を地域ごとに充てて、地域づくり委員会の中で、自治会の提案等も含めながら、地域みずから率先して取り組むというような、こういう方法も考えていきたいと新年度は思っておるところでございます。したがって、そういう中で地域ごとに、地域づくり委員会の中で地域づくりを進めてもらう、こういう自主性を進めていくことも20年度は考えております。

今後も、市全体の均衡のとれるそうした整備に努めるとともに、緊急性も配慮いたしまして、計画的、効率的な整備を、市民参加型による道普請方式というものを拡大しながら、これにまた御協力いただきながら、地域の要望にもこたえていけるように、限られた財政のあ

れではございますけれども、誠実に努めてまいりたいと、このように思いますので、御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 御答弁ありがとうございます。

予算編成の詳細な考え方を述べていただき、おおむね了解といたしますが、若干の意見と要望を発言させていただきます。

先ほど市長さんの御答弁の中で、本市の非常事態と十分認識した上で、限られた財源をより効果的に活用できるよう平成まちづくり改革をさらに推進し、持続可能な予算とすると述べていただきました。私も議決権を有する議員として、市執行部とは立場は異なりますが、次世代に過度な負担を残さない持続可能な予算編成をしていくことについては同じ思いで、美濃市を大切に思っております。

その上で、1点目について、平成20年度の予算編成の基本的考え方について、第4次総合計画の目指す小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりとして、六つのオンリーワンを重点目標にされておられます。この六つのオンリーワンが市民生活に有益な重点事業として具体的に掲げていただき、その上で市民の皆さんから理解や協力をしていただける創意工夫を凝らしていただき、予算編成をされますことをよろしくお願いいたします。

そして2点目ですが、本市の歳入について、自主財源の増加については多くを望めない中で、依存財源である国庫補助負担金の見直しや、地方交付税の引き続きの削減など、厳しい財政状況での平成20年度の予算編成であることは理解をいたしております。しかし、地域の皆さんは、安全と安心を提供してくれる行政に期待をされています。不安なことや心配事を解消できる一つの事業として自治会要望の実現は、行政に対する信頼関係に結びつくとともに、行政の理解にもつながっていくと私は思います。こうした道路整備などの自治会要望の問題解決に向けて、予算編成につきましてはより十分な配慮をしていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 発言通告書に基づき、2点について質問をいたします。

初めに、ことし4月、全国で一斉に小学校6年生と中学校3年生に行われた全国学力・学習状況調査、学力テストについて質問をいたします。

ことし私の子供はちょうど小6と中3であったために、受けた学力テストの問題及び質問集がここにあります。全国一斉に行われたのは43年ぶりだということですが、43年前、1964年といえば東京オリンピックの年であり、私は中有知小学校の6年生でした。私は、子供のころの記憶がほとんどないのですが、珍しくこの前後の年にいつもとは違う違和感のあるテストを受けたような記憶があります。

全国学力テストが43年前に取りやめられた理由は、学校や自治体間の競争をあおったこと

を反省したものでした。43年前の反省が忘れられたのか、時代が変わり同じ心配をする必要がなくなったのか、学力テストについて調べてみました。

今回復活するに当たり、文部科学省は、学力調査の目的を、1. 国が、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。2. 各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証・改善サイクルを確立する。3番目に、各学校が、各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるためだとしており、実施に当たっては、一つ、文部科学省から各学校段階の最終学年の小学校6年生と中学校3年生の国語、算数・数学について、全児童・生徒が参加できる規模で平成19年度から調査を実施する。2番目に、地方自治体に強制することはできないが、協力していただきたいとの意向を示しております。

全国規模でのテストは43年ぶりになりますが、自治体独自のテストは、東京都や京都府など、全国50の自治体が行っておるところであります。岐阜県でも2003年度から、岐阜県における児童・生徒の学習状況調査が、小学校では対象学年5年生、6年生、中学校では1年生と2年生に行われており、来年1月16日にもこの県のテストが計画をされておるところです。ことしで言えば、私の娘も、1月に中2と小5で県のテストの対象になり、年度が変わり4月には中3と小6で全国学力テストを受けました。

最近の学校の先生方の教務の負担は、残業代もないのに夜遅くまで仕事が終わらなくて大変だと聞きますが、土・日・祝の休みに加え、数々の研究授業などのために、少ない授業時間を割いて短期間に2度も学力テストをしなければならない理由は何か、県のテストで十分なのではないか、屋上屋を重ねることにならないのか疑問を持ちます。県で行っている学習状況調査と全国学力・学習状況調査との違い、それぞれを必要とする理由、学校の現場でどう生かされているのかをお尋ねしたいと思います。

児童・生徒の成績は、都道府県、市町村、学校単位で取りまとめられるため、学校間や自治体間の序列化につながることもなりかねません。東京都などで行われてきた学力調査では、学校選択制と相まって学校の序列化を引き起こし、学力調査の結果によって予算をふやすなどという、教育行政では考えられない、学力格差を助長するようなことすら行われていたそうです。もっともこれについては、ことし事件が発覚した後、見直されることになったそうですけれども、学力調査が生み出す学校や自治体の序列化が経済格差と連動することによって、深刻な教育格差が生じることも明らかです。平均点を上げたいために、現実に東京都足立区では、子供たちに事前に問題を教えた、テスト中に先生が教室を回り間違った回答を指さして訂正を促した、また障害を持つ子の答案を集計から外すといった事件がありました。この秋から始まった人気テレビ番組「3年B組金八先生」では、冒頭から翌年度の新入生をいかに集めるかが話題にされ、学校選択制で地域が格差と選別に翻弄されつつあること

が問題となっております。自分の地域の学校がよくなければ、そこにとどまってよくしよう、こういう努力をする、この当たり前のことが学校選択制ではなし崩しにされかねません。学力テストは、結果の生かし方いかんでは、格差を明らかにし、学校選択・選別のヒントにもなりかねないと思います。

我が国は、1996年、2004年と、国連子どもの権利委員会より、高等教育進学のための過度な競争の弊害が生じていると是正を勧告されました。そして政府自身も、我が国の教育が過渡な競争的な性格が見られることにつき、全くないとは言わないと、教育が過渡な競争的性格を有していることを認めております。このようなもて今回の学力調査が実施されましたが、生徒・児童間、学校間、自治体間の競争が一層激化し、格差が拡大することにつながってはいないでしょうか。文部科学省からは県別の平均点が公表されていますが、県内自治体の平均や学校ごとの点数についてどのように扱っているのか、格差を助長するのではないかということについて教育委員会としてどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いします。

また、個人情報保護の問題です。

個人情報保護法は、個人情報について、利用目的を特定し、特定された利用の目的を超えて保有してはならないとしております。文部科学省の説明のように、学力・学習状況の把握・分析を目的とする教育行政上の調査なら、児童・生徒を特定する必要はないのですから、出席番号や名前を記入させる必要はありません。「携帯でメールをしているか」「インターネットをするか」「学習塾でどんな勉強をしているか」、この中に書いてあります。こういうプライバシーにかかわる質問紙調査に、出席番号や名前を記入させる必要はなおさらありません。教育行政上の調査という目的からは不必要な個人を特定する情報を保有しようとする学力調査は、個人情報保護法に違反すると言わざるを得ません。美濃市での対策として、出席番号、あるいは名前の記入についてどのような対応をしたのか、答弁をお願いします。

次に、調査結果の採点・集計・分析は、文部科学省から受託した民間業者が行うことになっており、解答用紙（教科調査）と回答用紙（質問紙調査）は名前などを付したまま民間業者に送付されることになっていたそうです。集合としての学力調査では名前の記入はもともと不要だと思いますが、そのことをおいても、個人を特定できる名前を付したまま送付しなければ採点・集計・分析ができないことはありません。個人情報保護法では、利用目的以外のために固有個人情報をみずから利用し、または提供してはならないとされており、採点・集計・分析作業に必要なない名前等の個人情報を民間業者に提供することは、利用目的以外の個人情報の提供制限に違反するものです。

さらに、この採点・集計・分析の受託業者が、小学校6年生についてはベネッセコーポレーション、中学校3年生についてはNTTデータです。ベネッセは、出産から介護までを網羅する教育と福祉をターゲットにした産業であり、NTTデータも、受験産業の旺文社とかかわりを持っております。今回の学力調査では、ベネッセ、NTTデータに詳細かつ膨大な情報が集約され、その情報が企業活動等に利用されてしまう危険は否定できません。情報と企業の性格からして、個人情報保護法が求める「漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有

個人情報の適切な管理のために必要な措置」が尽くされることは期待できません。

とりわけ学習塾での学習内容などの質問紙調査の結果は、受験産業にとって最も欲しい情報です。こうした情報を、個人が特定できる形で教科調査の結果とあわせて受験産業に提供することは極めて問題だと思います。私の子供あてでも、対象学年ごとに毎年、リーフレット、ダイレクトメールをベネッセ、進研ゼミから送りつけてきますが、内容は、中学受験を あおったり、皆がやっているのにお宅では必要ないかといった不安を駆り立てる、また友達に差をつけようというような、極めて不快なものです。こういった企業に学校教育に係る調査を受託させることに問題がないと考えているのか、質問をします。

以上のように、今回の学力調査は、児童・生徒間、学校間、地域間の序列化、格差拡大を引き起こすものであり、児童・生徒や家庭にかかわる個人情報を不必要に収集し、民間業者に提供する点で、個人情報保護法に抵触する違法な行政調査であると考えます。実施に当たって、「強制はできないが、協力してほしい」、こういう意向を文科省としても添えております。私立学校では約6割が実施したのに対し、国公立では愛知県犬山市以外はすべて実施したと聞いております。国の指導だからと無批判に従うのではなく、見識を持って英断をした犬山市教育委員会の態度を私は評価したいと思います。県の学習状況調査との兼ね合いも見ながら、何よりも生徒・児童、学校の現場により負担が少なくなるよう、来年度の実施に当たっては中止を選択肢に入れていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

質問の2点目です。小・中学校での読書活動についてであります。

私はこの間、妻と20年間、松森の地において家業として学習塾を行っておりますが、この取り組みを通じて、国語こそがすべての学問の土台であり、この国語の力をつけることへの確実な道が読書であると確信をしております。10月には民生教育常任委員として北海道北広島市の視察や、小学校児童の父親として読書ボランティアをさせていただき、改めて読書の価値、力に確信を深めました。

地球上には分類できる範囲だけでも約8,000の言語があると言われ、その中で10に満たない数の言語だけが人類の科学・文化の最高水準をきわめていると言われます。日本語は、まさに第2外国語を使わなくても、母国語だけで大学教育を受けられる数少ない言語の一つであります。このすばらしい言葉を持つ国に生まれた幸せが本を読むことにより享受でき、質・量ともに限りがありません。この読書の習慣を持つことがどれだけ人生を豊かに楽しくするか、これも限りがありません。読書の習慣を持たないまま大人になることは、本当に残念なことです。子供たちに読書の習慣をつけることは、大人に課せられた責務であると言っても過言ではありません。図書館法第17条には、公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならないとあり、すべての国民が無料でこの無限とも言える読書の恩恵を受けられることがうたっております。

さきの9月議会では、塚田議員が市立図書館と学校図書館の図書購入費について質問されましたが、私は、読書運動の観点からも改めてこの問題について触れてみたいと思います。

読書を保障する最大の環境は、そこに読みたいと思う本があることです。1993年に文部省が設定した学校図書館図書標準は学級数に比例させての蔵書冊数ですが、小・中学校について図書標準を満たしているかどうか調べました。資料が18年度末で、現在の実数との隔たりは少なからずあるようですけれども、美濃小学校で136%、下牧小学校で104%、上牧小学校で152%、大矢田小学校113%、藍見小学校133%、中有知小学校112%、小学校平均125%であります。美濃中学校は104%、美濃北中学校では112%、昭和中学校で111%、中学校の平均が109%です。どちらも、すべての学校が図書標準を満たしてはおります。

この間、実際に小学校3校と中学校2校の図書室を見学してきました。どの学校も読書にかける意気込みが感じられ、うれしかったのですが、学校図書館図書標準を満たしているとはいっても、どの学校でも、古くて手にとるのもためられるようなものも見受けられました。司書の方が共通して言われたのは、標準冊数を満たしたので、やっと古くて読めない本が処分できるようになった。しかし、これも新刊の入ってきた数に応じての入れかえだということでした。さきの9月議会の塚田議員の市長答弁では、基準冊数を満たしたから今年度の図書購入費を減らしたということでしたが、実態はまだまだ入れかえを必要としていると思われまます。

よく読まれる人気の本は、傷むのも早く、数年でぼろぼろになります。よく読まれていることの証明であり、うれしいことですが、形態そのものが既に読むに耐えないものまで書架にはありました。平成になって既に19年を経ましたが、図書室には昭和に出版された色あせた本がまだ相当数蔵書として数えられております。更新するべき図書については、1993年に制定された学校図書廃棄基準があり、百科事典などは刊行後10年、地図帳などは5年等、細かく定められております。各学校の廃棄が求められる冊数では、下牧小177冊、上牧小300冊、大矢田小1,100冊、美濃中150冊、美濃北中200冊、昭和中50冊という報告がありましたが、実数はもっと上回るものと思います。

文部科学省がことし4月に通知した「公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置について」によれば、今年度から平成23年度までの学校図書館図書整備5ヵ年計画により、毎年約200億円、増加冊数分で約80億円、更新冊数分で約120億円、総額で約、5年掛ける200億円ですので1,000億円の地方財政措置が講じられております。増加冊数分は既に達成されている自治体には使えないものなのか、更新冊数とは廃棄される図書を更新するための冊数とあり、これは使えるように思いますが、この措置を美濃市の学校図書に生かす道があるのか、お尋ねをしたいと思います。

当市で読書活動を一大運動にすることで、読書が子供たちの日常生活に組み込まれば、ゲームやテレビに費やす時間が減らされ、ストレスも減ります。いかに読書へ導くか、先生方や司書の方が尽力されておりますが、2001年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律では、国、地方公共団体、事業者、保護者のそれぞれの責務、努力、役割を明らかにしております。何か事業を取り組もうとすると、常に財政的に難しいという市の答弁が聞かれますが、市民一人ひとりの力をかりることで成功している例を議員として初めての視察で

知りました。10月に民生教育常任委員会が行った北広島市への視察では、市立図書館が中心になり、6万人の市で、年間200万円の予算で、160人のボランティアによる年間20回のイベントに1万7,000人が集まる壮大な読書運動がありました。

本が好きになるのは、自然な感動の積み重ねによるものであり、感想を無理に引き出すことや読書冊数の押しつけは逆効果をもたらします。子供は、自分で読むことはもちろんですが、人に読んでもらうことを好みます。自発的な読書は、自発的な読み聞かせボランティアを募り、楽しく進めてこそ成功するのではないのでしょうか。訪問した学校では、木風舎さんの読み聞かせ活動をたくさん耳にしました。また、武義高生の読み聞かせ活動もお聞きしました。地域の親さんも何か所かで行われているようですが、横の連絡をとり合うことで、もっと密度を濃く、木風舎さんが藍見小で行われているように、毎月のようにすべての学校で取り組むことができないかと考えるものです。

当市の読書ボランティアによる学校読書活動の取り組みではどんなものがあり、連絡会等横のつながりがあるのか、また人数はどれくらいあるのか、市がつかんでいる状況を教えていただくとともに、今後の美濃市の読書運動についてどんな計画があるのか、お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。
休憩 午後0時12分

再開 午後1時00分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の一般質問の1点目、学力テストの結果が学校の現場でどう生かされているのか、また、来年度の実施についてにお答えをいたします。

県で実施している学習状況調査と全国学力・学習調査では、対象学年及び実施教科が違っております。県の調査は、教科数が多く、具体的な教科指導に生かせることや、4学年が毎年実施することで、経年で変化を見ることが出来る利点があります。全国学力・学習調査では、特に国語、算数・数学に絞り、知識を問うA問題と活用を問うB問題と分けて行うことで、それぞれについての実態を把握しやすく、指導も絞りやすい利点があります。どちらの調査もそれぞれの利点を持っており、学校現場では個に応じた指導や指導計画、指導方法の改善に生かしております。

岐阜県では、県内自治体の平均や学校ごとの点数においては、実施要綱に基づき、公開は一切しておらず、格差助長とは考えておりません。名前の記入につきましては、今年度は実施要綱に基づき、小学校は解答用紙ごとに、中学校は解答用紙の表紙への記名で行いました。

企業に学校教育に係る調査を受託させることについてではありますが、得られたデータの取り扱いについては、委託契約の中に情報漏えいに関する項目がありますので、問題はないと考えております。来年度は4月22日に実施され、美濃市も参加し、小・中学校とも番号制で

行う予定であります。

御質問の2点目、小・中学校での読書活動についてにお答えいたします。

初めに、美濃市では、市当局の御尽力により、市内各小・中学校に図書館事務職員を配置し、各校が充実した図書館教育活動を行っております。その成果として、この3年間では、平成17年度は美濃地区学校図書館教育優秀賞を上牧小、藍見小、昭和中の3校が受賞しております。次に平成18年度は、上牧小、昭和中が最優秀賞を受賞し、藍見小、中有知小が優秀賞を、下牧小が奨励賞をそれぞれ受賞しております。また今年度は、下牧小が優秀賞を受賞し、中有知小と美濃北中が最優秀賞を受賞しております。

そこで一つ目の、学校図書室の蔵書の充実についてでございます。

平成18年度末における市内小・中学校の蔵書数は、どの学校も学校図書館図書標準の定める冊数を達成しております。今年度も1校当たり平均300冊ほどの図書を購入し、廃棄相当図書を差し引いても標準冊数を達成しております。また、各学校においては、児童・生徒に読んでもらいたい本や児童・生徒が興味・関心を持つ本などを家庭や地域から収集し、活用しております。御質問の中にありました、学校図書館の図書購入に要する経費の地方財政措置につきましては、増加冊数分、更新冊数分というのは目安であります。来年度も児童・生徒に活用できる新しい図書を購入するとともに、これまである図書を大切にし、より多く読まれるような工夫を推進していきたいと考えております。

次に二つ目の、読書ボランティアの推進についてでございます。

各小・中学校における読書ボランティアの活動は、本に親しみを持たせ、読書活動を活性化させることを目的とした読み聞かせであります。市内には、読み聞かせをするボランティア団体として木風舎がございまして、10名ほどの方の中から、都合に合わせて四、五名の方が読み聞かせをされております。このほか、他市の読み聞かせ団体やPTA母親委員会、武義高生による読み聞かせの活動も実施されております。こういった読み聞かせボランティアの情報交流を年5回実施する図書事務職員研修会において行い、各校の図書館活動推進に活用しております。市の図書館でも読み聞かせ講習会を行い、39名が参加されました。その後募ったサポーターに19名が登録し、今後、学校等に読み聞かせボランティアとして活動していただく予定でおります。

また、市の図書館では移動図書館を実施しておりますが、貸し出し業務等に関するボランティアを活用することで、その回数をふやすことができると考えております。そうすることで、児童・生徒が新しい図書と出会う機会がふえ、読書活動の推進につながると考えております。このように、市としてサポーターを生み出す講習会を企画したり、各校でボランティアを募ったり、研修会でその交流を行ったりするなど、読書ボランティア活用の推進に努めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 並信行君に申し上げます。先ほどの発言中、一部通告外にわたっておりますので、ここで注意いたします。

[1 番議員挙手]

○議長（岩原輝夫君） 1 番 並信行君。

○1 番（並 信行君） ただいまの議長の通告外の発言について、ちょっと見当がし切れておりませんで、おわびをしたいと思います。

再質問であります。

全国学力テストについては、県の調査は教科数が多く、具体的な指導に生かせるとの回答でしたが、改めてテストをしなくても、日常のカリキュラムに定められたそれぞれの科目のテストで十分把握できるものと思います。あえて全県で同一問題のテストを行うのは、学校間、児童間の差を求めるためにやっているのではないかと私には考えられます。

また、県の調査は経年変化を見ることができるとも言われましたが、全県単一で行う理由にはならず、必要性が感じられません。数校を抽出したテストで十分だと思います。

全国調査については、教科を絞り、知識、活用の実態が把握しやすいとの回答ですが、県の調査との関連でも、国語、算数・数学については教科が重複していて、両方やることで時間のロスを重ねているのではないのでしょうか。

また、県内自治体、学校ごとの平均点は実施要綱に基づき一切公開しないため、格差助長にはならないと言われておりますが、文科省は県ごとの正当率を出し、既に都道府県間の格差は明らかにしていて、特に点数が悪かった県では格差を感じているものと思います。テストを実施したことが、ひとり岐阜県美濃市の問題ではなく、格差助長の一端を担うことになったことを承知しているのか、お答えをいただきたいと思います。

個人情報保護に関して、民間へ調査を委託することで個人情報の問題はないとの認識はどうかと思います。「官から民へ」のかけ声の中で、何でも民間がやる方が節約になり合理的という風潮ですが、殊に教育や福祉に関しては利益追求主義とは相入れないものがあると思います。コムスンによる在宅介護サービスでの不正報酬請求事件は記憶に新しいところですが、あらゆる手段を通じてもうけを追求するのが資本の論理です。今回、ベネッセとNTTデータに採点・集計・分析を受託させることは、たとえ情報漏えいに関する項目があったとしても、他へ漏らさなくとも、その会社が請け負うことそのものが問題なのであり、大企業への税金還流システムにすぎないのではないかと私は考えます。市の教育委員会としてどうできる問題ではないかと思いますが、問題意識だけは持っていてほしいと思います。

来年度の全国学力テストの実施については既に参加を決めているとのことですが、私が質問した、授業時間がこのことで削られることについては答弁がありませんでした。県のテストとの整合性についても、納得がいく回答にはなっておりません。県のテストも必要性に疑問がありますが、改めて全国テストへの不参加を求めたいと思います。

読書活動についてです。

18年度末の段階で見ると、全国の学校ではいまだに過半数が実現できないでいることを考えれば、標準冊数を満たしたことは評価すべきことだと思います。しかし、18年度で標準を満たしたから19年度からは図書購入費を減らしてもよいという発想は、消極的のそしりを免

れない。平均年間300冊という数は、20年かかって6,000冊であり、それぞれの学校の学校図書標準数平均も約6,000冊であるところから、学校図書廃棄基準についても追いつけない数です。少子化対策での切り札は、福祉・教育で近隣自治体に誇れる制度・環境を持つことであり、ここに努力をしてほしいと思います。

公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財政措置について、増加冊数、更新冊数は目安であるという答弁は、ちょっとわかりにくかったんですが、わきに置いておいてよいということでしょうか。総務課で聞いても、地方交付税に総額として入っているものであり、200億円のうちの幾らがこの措置分として美濃市へ入っているかはわからないとのことでした。措置がされていることは事実なのだから、子供たちの読書活動への応援をしなければならないと思いますが、どうでしょうか。来年度の図書購入については、購入は当然ですが、子供たちの読書意欲を引き出せる本をよりたくさん購入するため努力してほしいと思います。

最後に、読書ボランティアについてですが、市内の各読書ボランティアの皆さんには本当に感謝を申し上げたいと思います。ことし10月に市の図書館の読み聞かせ講習会から読み聞かせサポーターへも半数の方が引き受けてくださり、今後、学校などで読み聞かせをお願いすることになるとのことは、市民参加の読書活動が進んでいることを実感しました。今後ますますボランティアの数を広げることや、読書運動の企画に期待をしたいと思います。読書ボランティアの方たちには、読み聞かせに限定することなく、それぞれの方が臨まれる場面で創意工夫をしていただき、図書館への提案や、子供や市民と読書を結びつけるあらゆることでかかわってほしい。そのために、市としてボランティアの方が活動しやすい環境をつくっていただきたいと思います。

以上で再質問と要望を終わりたいと思います。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 並議員の再質問、学力テストについてお答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、それぞれのテストを実施することは、学校間や児童・生徒間の差を求めるものではなく、一人ひとりの日常の教科指導の成果を多様な観点から実態把握をし、小・中学校ともその実態に合わせた指導に生かし、市内の児童・生徒の能力を向上していくことができると考えております。今後も実施するとともに、先ほど議員が再度心配されてみえました格差助長のないように取り組んでいきたいと考えております。

二つ目の再質問、読書活動についてでございます。

今後も、児童・生徒の興味や関心を示す図書、教科などに活用できる図書などの充実に努め、美濃市の学校図書館教育の向上を図っていきたくと考えております。また、読書ボランティアの方々と連携して、よりよい読書活動を計画し、創意工夫のある図書館活動を図っていきたくと考えておりますし、こういった取り組みを市全体の読書活動の充実につなげていきたくと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それでは通告に従い、防災対策について、いじめ対策についての2点を質問させていただきます。

初めに、防災対策について。

防災無線の難聴世帯解消に向け、防災ラジオによる解消の取り組みも、難聴地区の防災ラジオでの難聴度の事前調査をされ、それを参考にして購入申し込みの受け付けをされましたところ、当初の予想を大きく上回り2,000台余りの申し込みがあり、難聴解消に大きな成果が得られたと思います。防災ラジオ購入の助成金額も多く、市民にとっては購入しやすい金額であったと思います。防災ラジオの設置者から、家の中にいながら防災無線からの情報がキャッチできるようになったとの喜びの声があちこちから聞くことができました。私も、こうした防災に対する取り組みの素早さに本当に感心をいたしました。

しかし、その後、まだ未購入者から防災ラジオの購入をしたいとの御相談を申し込まれましたが、すぐに売り切れになり、要望にこたえられませんでした。まだまだ購入の機会を逸した方々も多く見えることと思います。財政的に厳しい面があると思いますが、市民の生命・財産を守るためにも、難聴世帯ゼロに向けての取り組みとして、一つ目として、第2回目の防災ラジオの購入申し込みの受け付けができないか、二つ目に、防災ラジオでも解消できない世帯に対する対策についてお尋ねいたします。

二つ目に、いじめ対策についてお尋ねをいたします。

文部科学省が11月15日に公表した問題行動調査では、学校のいじめが2006年度は前年度の6倍以上にふえたほか、「学校裏サイト」の使用など、初めてネットいじめの件数も報告されました。問題行動調査では、2006年度には学校現場で把握されたいじめは12万4,899件に上り、前年の約2万件から6倍以上にふえました。また、いじめが原因の可能性のある自殺者も6人いたと報告されております。

2006年からは、いじめの定義が見直され、従来は、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものだったんですが、新たな定義は、従来の「自分より弱い者」や「継続的に」などの文言、受けた側の苦痛の深刻さを示す表現をなくし、発生件数でなく、認知件数を集計している。その結果、特に多くの件数になったとも推測できますが、これだけの件数が集計された以上、いじめ対策を講じなければならないと思います。

さきに行われました市民の集いでは、平成人と昭和人のいじめについてのバトルが行われました。平成人からは、ネット上のいじめもあるとの意見発表もされておりました。近年のいじめは、陰湿化、相手を選ばない、ネット上で一方的に行われ、対策が難しいとされています。児童・生徒が学校や友人の話題を自由に書き込み、非公式のインターネット掲示板「学校裏サイト」2006年のネットいじめは約5,000件に上り、本人の知らない間に悪口やデマが不特定多数に広がっているとの実態が明らかにされております。

こうした環境の中で、不幸にしていじめに巻き込まれては大変なことと思います。こうしたことから、いじめ対策に対する、発生する前に、起こさない、起こさせない土壌を醸し出

すことが必要と思います。

そこで、本市におけるいじめについて4点をお尋ねいたします。

初めに一つ目として、いじめの認知件数はどのくらいあるのか。二つ目に、「学校裏サイト」についての生徒・児童、保護者に対しての指導はなされているのか。三つ目として、不登校児童・生徒の件数といじめとの関連性について。四つ目に、いじめ対策は講じられていますか。4点についてお尋ねをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、防災対策についての一つ目、第2回目の防災ラジオ購入者に対する購入申し込みの受け付けができないかについてお答えいたします。

防災ラジオは、同報無線の聞き取りにくい方に対しまして、室内でも聞き取りやすい機器として、今年度当初500台販売する計画をいたしました。6月末を申し込み期限として募集をいたしましたところ、予想を大幅に上回る1,950台の申し込みがあり、追加申し込みの予備を含め2,100台販売することとして、不足分を9月議会で補正予算をお願いいたしましたところでございます。9月初旬と10月中旬の2回に分け有償配付いたしましたところ、追加申し込みもあり、おかげをもちまして完売したところでございます。しかし、販売完了後も、議員御指摘のように、購入の問い合わせが十数件あり、完売の説明をさせていただきました。

追加の購入の場合は、最低購入台数が生産ラインの関係から500台からとされ、しかも単価も1台8,000円程度と割高になることとなります。仮に再募集をいたしましたとしても、500台の申し込みは相当困難と思われますので、再募集につきましては現在は予定しておりませんので、御理解賜りますようお願いをいたします。

次に質問の二つ目、防災ラジオでも解消できない地域に対する対策についてお答えいたします。

同報無線につきましては、市内全域に子局・孫局合わせ82カ所設置してございます。そのほか、マストの設置していない桶ヶ洞地区、避難所となっている学校や集会場、自治会長さんのお宅や、どうしても同報無線が聞き取りにくい世帯の方には、個別受信機を設置しております。今後も、聞き取りにくい世帯の皆さんには、よく調査をさせていただき、機器の調整や個別受信機で対応させていただくとともに、ケーブルテレビ、防災・安心メールなども活用するとともに、自治会、自主防災組織の連絡体制の充実をお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 教育長 森和美君。

○教育長（森 和美君） 武井議員の一般質問の3点目、いじめ対策についてお答えいたします。

質問1のいじめの認知件数については、平成18年度、小学校20件、中学校19件、平成19年度11月までで、小学校24件、中学校19件です。ほとんどの件で解決をしておりますが、現在解決に向けて継続して取り組んでいる件もあります。

質問2のインターネット上にある「学校裏サイト」については、教育委員会ではほとんど毎日チェックをしております。しかし、ネット上ではどんどんと違うサイトができており、警察等の関係機関から情報を得ながらチェックを行っております。児童・生徒に対する指導は、インターネット等の取り扱いについては、パソコンを使うときなどに指導しております。メール等につきましては、学級、学年等、発達段階を考え、機会を見つけて行っております。保護者に対しては、チラシを配布したり、懇談会で話題にしたりしながら、子供の様子について気を配っていただくようにしております。

質問3の不登校児童・生徒数といじめとの関連については、平成18年度、30日以上欠席をした児童・生徒は、小学校で9人、うち病気によるものが3名、中学校で18人、うち病気によるものが2名おります。不登校児童・生徒との関連性については、友達関係のトラブルなどから心が不安定になり、教室から遠ざかっている例はあります。しかし、いじめが直接の原因で不登校になっている児童・生徒は、現在のところは確認しておりません。

質問4のいじめ対策については、各学校の実情に合わせて工夫しながら行っておりますが、学校の全教育活動を通して心の育成に努めております。特に児童・生徒の学校生活を中心に、心のアンケートをとり、直接言えないことなどの把握に努めております。また、日常生活の中で児童・生徒と多く触れ合う機会を持ち、児童・生徒の日常生活の変化について情報交換と、指導方法についての話し合いを毎週職員間で行い、全職員で共通理解をしながら、一人ひとりの児童・生徒の心の悩みの把握に取り組んでおります。授業では、道徳の授業を中心に、思いやりの心や生命尊重等、心の教育に努めております。そのほか、全部の学校ではありませんが、相談ポストを学校内に設置して、いつでも相談したい教師を選び相談できるようにしております。また、市単独で相談員を配置し、相談体制の強化も図っております。

今後とも家庭、学校、地域社会と協力しながら、児童・生徒の心の育成、いじめの早期発見と確実な解決をし、安心して通うことができる信頼される学校を目指していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 防災ラジオについて、未購入者がまだ見えませんでしたということで、そうした中で、私としては数については幾らでもそういった受け付けができるという思いでございましたんですが、今御答弁では、防災ラジオは500台未満については生産ラインの関係から申し込みの受け付けは予定されていないということですが、少人数の方々であっても、何らかの方法で難聴を解消し、情報をキャッチできるよう講じていただきたいものでございます。購入の意思がありながら購入をできなかった難聴世帯や、難聴の解消に向けての要望については、十分市民の声を聞くとともに、必要となれば、御答弁にもありましたように、現地調査され、また機器の調整、個別受信機の設置等による難聴世帯解消に向けての市民の側に立った対応をされますよう、ここで重ねて御要望しておきます。

また、いじめ対策についてでございますが、4項目についての御答弁ありがとうございます。

した。

いじめは、数の大小が問題ではなく、いじめで悩んでいる児童・生徒が見えることです。この方々にとっては、この苦しみから一刻も早く抜け出したい、解決をしていただきたいとの思いだと思います。お聞きしますところ、いじめに対する体制としては、本市独自の取り組みとして、相談員が中学校については全校に配置されていますが、小学校におかれましては大規模小学校の美濃小のみに配置されているということでございますが、先ほど図書行政についても、全小・中学校に図書職員を配置され、大きな成果を上げられ、県内でも優秀校として表彰されていることを答弁の中でも御報告されておりましたが、私はこのいじめ対策についても、全小学校についても相談員の配置を特にこの場で御要望しておきます。

また、いじめ対策については、早期発見についてはアンケート、相談ポスト等により把握に努められ、早期発見と確実な解決を目指すとしてみえますが、いじめを起ささない、起ささせない取り組みが必要と思います。いじめ対策の先進的な取り組みをされている学校もありますが、本市における今後の発生させない取り組みについても積極的に取り組まれますよう要望して、私の質問にかえさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 次に、15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目、後期高齢者医療制度についてであります。

この制度は、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼす制度と考える。市長は国に対し、制度の中止・撤回を求めてほしいという質問でございます。

この制度が導入されると、75歳以上の人は、今加入している医療保険を脱退させられ、新しい後期高齢者だけの医療保険に組み入れられます。そこで高齢者を待っているのは、高い保険料の情け容赦ない徴収です。しかも、保険料は年ごとに改定され、医療給付費の増加や高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みとなっております。制度スタート時に保険料を低く抑えた地域も、将来値上げは確実であります。

この保険料は、介護保険料と合わせ年金天引きで徴収されます。さらに、後期高齢者医療制度の導入に便乗し、65歳から74歳の国保税も年金天引きとなります。年金が月1万5,000円未満の人などは窓口納付となりますが、保険料を滞納したら保険証を取り上げられます。現行の老人保健法では、75歳以上の高齢者は保険証の取り上げが禁止されております。医療を奪われたら直ちに命にかかわるからであります。老人保健法を廃止し、後期高齢者医療制度にかえることで、低年金、無年金者から容赦ない保険証取り上げを行おうというものであります。

また、現在サラリーマンの被扶養者として保険に入っている人も、新制度に移行後は保険料が徴収されます。あらゆる世代の中で、75歳以上の人たちはどんな低所得者でも被扶養家族から切り離す、こんな差別的な医療制度が許されるのでしょうか。75歳以上の高齢者に際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪の強行だと思います。

10月から11月にかけて、各都道府県で後期高齢者医療保険料の額が一斉に発表されました。

岐阜県の平均保険料は年間7万5,593円で、月に6,300円と決まったようですが、後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、次の二つの要因によって値上げが行われます。一つには医療給付の増額です。介護保険料と同じく、後期高齢者医療保険料も、患者の増加、重症化、医療技術の進歩などで給付がふえれば、保険料にはね返ります。もう一つが後期高齢者の人口です。この制度の財源内訳は、後期高齢者が払う保険料が10%、他の医療保険からの支援金が40%、公費が50%という負担割合でスタートいたしますが、後期高齢者の人口が増加するのに応じて、後期高齢者が払う保険料の財源割合が12%、15%など自動的に引き上がる仕組みになっております。そのため、仮に1人当たりの保険給付費が全くふえなかったとしても、当初の政府試算平均保険料で、2015年度にはスタート時の年7万4,400円より3,700円、2025年度は2万1,500円、2035年度は3万4,200円と自動的に引き上がることとなります。高齢者が医療を受け、高齢化が進む限り、保険料は際限なく値上げされていく制度が実行されようとしているのであります。

さらに重要なことは、高齢者差別医療の押しつけであります。新制度がスタートすると、後期高齢者と74歳以下の人は診療報酬が別建てとなります。そのねらいは、厚生労働省が策定した後期高齢者の診療報酬体系の骨子で、この報酬体系を通じて複数医療機関での是正、検査、投薬の制限などを推進するとしています。つまり、医療にお金がかかる後期高齢者にはなるべく医療を受けさせず、終末期には病院から追い出そうというものであります。人はだれでも年をとります。若いころは元気でも、高齢になればいろいろな病気が出てまいります。そういう高齢者を別建ての医療保険とすることは何の道理もありません。ヨーロッパ諸国など国民皆保険が確立している国の中で、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけている国はありません。しかも、政府が導入しようとしている後期高齢者医療制度は、元厚生労働省幹部やメディアなどが「うば捨て山」と呼ぶように、医療費がかかるという高齢者を邪魔者扱いにし、暮らしも健康も破壊していく最悪の制度であると思いません。

高齢者への医療を抑制することは、現役世代のためなどと言いますが、とんでもないことです。政府の導入のねらいははっきりしています。この制度が最も威力を発揮するのは、団塊の世代が後期高齢者となったときです。そうなっても国の財政負担がふえないよう、国民負担と給付抑制の仕組みをつくらうというのが後期高齢者医療制度です。今の高齢者はもちろん、将来高齢者となるすべての国民から医療を奪い取る改悪でございます。美濃市の市長は、市民の命、暮らしを守る責任者であります。ぜひ国に対し、この制度の中止や撤回を求めてほしいと思いますが、いかがでしょうか、答弁をお願いします。

質問の2点目、市民の中に道路整備など住環境面において市街地と周辺地区の地域格差が広がっているとの声があるが、市長はこのことについてどう思っているのか、質問をいたします。

今の世の中は貧富の格差が叫ばれておりますが、同時に美濃市は地域の格差があると言われております。同じ美濃市に住みながら、住環境面において地域に格差があるということは

是正していかなければなりません。例えば市街地は、あの目の字の町並みや、あるいは国の補助を受けてのあんしん歩行エリア事業の推進、また道路改良でも松森・広岡線の改良などが行われ、目に見えて形づくられております。それに比べ、周辺地域の道路整備などは余りにも進んでいないのが現状ではないかと思えます。土木課でも限られた予算の中で公平・公正に予算づけを行っていると思えますが、10年、あるいは15年前と比べるとその総枠が少なくなっているため、市民の目には見えづらくなっているのかと思えます。私の住んでいる大矢田地域でも、数年前と比べると大変少なくなっております。以前は九つの自治会にそれぞれ1カ所は予算がつき工事が行われておりましたが、最近は大矢田全体でも小さな工事が2カ所ぐらいです。

生活道の整備は、市民の切実な要求です。このことは先ほど森議員も訴えられました。毎年、各自治会からも要望が出ております。予算が少ないために、自治会長さんの中には、要望を上げてもいつできるかわからないと、あきらめの声も聞こえております。市街地との格差があるように見えるのは、周辺地域の道路整備などが余りにもおこなわれているからだと思えます。道路整備の総枠を増額し、周辺地域にも目に見える形で生活道の整備が進めば、そのような声も出てこないのではないかと思えます。ぜひ来年度予算には増額をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか、よろしく願いをいたします。

質問の3点目、少子化対策として子供の医療費の無料化を義務教育終了まで拡大をできないかという問題でございます。

市長は事あるごとに、美濃市は小さくてもキラリと光る「住みたいまち 訪れたいまち」を標榜されておりますが、何がキラリと光るのか、本当に住みたいまちになりつつあるのか、もっともっと掘り下げて検証していかなければならないと思えます。

少子化時代の中、美濃市の人口も、10年前は2万5,943人が今年度の11月現在で2万3,515人となっており、2,428人の減少であります。出生率も7.3%から現在では6.04%と、毎年減少をいたしております。出生率の減少の要因には、子育てにお金がかかると言われており、総務省が行った家計調査でも、一番大きいのは教育費の問題であります。次いで医療費となっております。市の行動計画でも、児童手当を初め児童扶養手当や特別児童扶養手当の給付、乳幼児医療費の助成、母子・父子家庭への医療費の助成、学校入学金の支給などの施策が目標に掲げられております。しかし、その多くは現行制度の継続であるとか、あるいは実施を検討するという目標になっております。

今必要なのは、子育て支援に人口対策、少子化対策を視野に入れ、思い切った施策を展開することだと私は思えます。子供の医療費の助成は、平成19年度から入院・外来とも小学校卒業するまでの子供が対象になっており、この水準は県下では平均的水準より少し高いくらいだと思います。安心して子育てができることは、住みたいまちの一つの条件でもございます。思い切って子供の医療費を義務教育終了まで拡大できないか質問し、私の1回目の質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、後期高齢者医療制度について、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼす制度であると考えます。市長は国に対し、制度の中止・撤回を求める意向はないかについてお答えをしたいと思います。

後期高齢者医療制度が創設される背景には、近い将来さらに進む少子・高齢化や経済の低成長への移行など、社会状況の変化が予測されます。国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたって持続可能なものとしていくために、医療費適正化の総合的な推進、また保険者の再編・統合や、新たな高齢者医療制度の創設等の措置を講ずる必要があります。こうしたことから、平成18年6月21日に高齢者の医療の確保に関する法律が公布され、平成20年4月1日から施行するということになり、現行の老人保健法にかわって後期高齢者医療制度が始まるわけであります。

この制度では、医療費の世代間での負担の不公平感の是正を図ることや、県内のすべての市町村が加入する広域連合が運営を行うことにより、制度を運営していく上での財政の安定化を図ることを目指しているところであります。

後期高齢者医療制度そのものは法律にのっとった制度であり、全国すべての市町村が粛々と進めるべきものと考えます。新しい制度の導入を目前としている今、この制度の円滑な運営に支障が出ないように進めることが必要となります。このため全国市長会では、直近においては、平成19年10月5日に、広域連合、市町村及び住民への早急かつ適切な情報提供などの措置を講じることや、一部の保険料負担の凍結に伴う影響額の補てんを全額国庫負担とすること並びに凍結に当たり後期高齢者の負担の公平性を十分勘案することなどを国へ申し入れたところであります。また先月26日には、岐阜県広域連合として、県知事に対しまして、後期高齢者の健診事業に対する県費の助成要望を行っておるところであります。

今後も、市長会等を通じて、必要に応じて国や県に対して要請を行い、一層の制度の改善に努め、新しい制度が医療の適正規模を維持し、持続可能な後期高齢者医療制度として市民から安心と信頼を得られるように努めてまいりたいと考えております。

次に一般質問の2点目、市民の中に道路整備など住環境面において市街地と周辺地域の地域格差が広がっているとの声があるが、どう思っているかについてお答えをしたいと思います。

厳しい財政環境下の中で、限られた財源を生かし、予算編成を行っているところでございますが、こうした中、基盤整備の住環境整備については、幹線道路、生活道路の改良、維持保全、舗装、側溝整備などのほか、美濃市全体の均衡性をもって計画的かつ効率と緊急性も考えながら予算の配分に努めているところでございます。昨年度においては、幹線道路の整備といたしましては、富加・美濃線、御手洗バイパス、美濃・川辺線があります。生活道路の整備としては、広岡町・松森線、六反・志摩線、前野7号線、また公共下水道、農業集落排水や区画整理等々がございます。平成19年度に限れば、一般会計予算の13.8%が土木費の予算であります。道路、側溝などの維持修繕工事、除草などの道路維持管理経費に充てる道路整備に限って申し上げますと約3,500万円ほどで、ここ数年3,500万円前後で推移しており

ます。

塚田市議の御質問のうち、市に対する道路整備などの自治会要望につきましては、各自治会 5 項目を限度に要望書を提出していただいておりますが、要望事項は、①緊急に即取り組むべき軽微な案件から、②年度をまたがって行うもの、③さらに計画的に国・県・市の事業として取り組む案件まで、さまざまでございます。そうした中で、道路整備に配分された予算の中で、緊急性、安全性かつ各地域の均衡性を考慮いたしまして取り組んでいるところでございます。

平成17年度の要望件数は227件で、89件、39%の整備事業を実施し、各地区別では51%から26%で、平成18年度は市全体の要望件数が234件で、78件、33%の整備事業を実施し、各地域別では38%から9%の整備率となっております。自治会長さんから随時要望があれば、緊急度、安全度などを考慮し、緊急性や必要性を考慮し、整備を実施しておりますが、これは均衡性も考えながら行っているもので、固定的なものではございません。年度により整備率は変わります。今後も厳しい財政ではございますが、国や県の予算編成の動向を見きわめながら、限られた財源とはいえ、政策的な事業経費等を確保するとともに、市全体の予算配分などを考え、公共性、緊急性の高いものから順次整備できるよう努め、自治会要望にこたえていきたいと考えております。

また、市民参加型による美濃市版道普請方式による整備の啓発・推進にも一層努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 塚田議員の一般質問の3点目、少子化対策として子供の医療費を義務教育終了まで拡大できないかについてお答えいたします。

平成19年度は、18年度に引き続き、少子化対策及び子育て支援を最重要課題の一つとして取り組みを行っているところでございます。乳幼児の医療費の無料化につきましては、小学生の入院費を平成18年度から無料とし、本年4月から外来を含め無料を実施いたしました。平成19年10月1日現在の県内他市の状況は、義務教育終了までに拡大しているのは高山市ほか2市、中学生については、入院のみを対象としているのは大垣市ほか2市、当市と同じく小学生の入院・外来まで無料化しているのは美濃加茂市ほか2市でございます。

議員御質問の医療費を義務教育終了までの拡大につきましては、重要な施策の一つとらえており、近い将来実施していく必要はあると考えますが、その実施時期については今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げます。

まず1点目の後期高齢者医療制度につきましては、再質問をいたします。

市長の答弁では、この後期高齢者医療制度は法律で決まっているということで、これまでも国、あるいは県に対して要望は行ってきたと。だから今後も市長会を通じて必要に応じて制度の改善などを行っていきたいというような答弁だったかと思います。私が求めているのは、この制度の撤回や中止を国に対してぜひ言ってほしいということでございます。この制度がこのまま来年の4月を迎えれば、高齢者からごうごうたる声が私は上がってくると思います。この制度の一番の目的は、先ほども言いましたが、医療費の削減、そのためにひたすら高齢者に犠牲を押しつけるというふうに思います。ですから、少しばかりの手直しでは済まされない問題であるというふうに私は思っております。

この制度が来年4月からスタートするわけですが、法律が決まっても、今現在でも日本全国では多くの地方自治体で反発の声が広がっております。例えば奈良県下市町議会では、制度の中止・撤回を求める意見書が全会一致で採択をされております。また、福島県議会では、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼすことは必至だとして、制度の実施の凍結を求める意見書がこれも全会一致で可決されております。ほかに凍結・見直しを求める地方議会の意見書は、長野県、あるいは高知県、また和歌山県、大阪市、名古屋市、盛岡市を初め、短期間に280を超えて、さらに広がろうとしているのが現状です。また、東京、千葉、埼玉、神奈川、この1都3県は連名で政府に国庫負担増の増額、こういう見直しの要求を緊急要請いたしております。

既に国会で法律が通った医療制度でございますが、党派を越えて批判が広がっている、これが今の現状ではないかと思っております。このことは極めて異例なことでもあります。その根底には、これまで小泉・安倍・福田政権が続けてきた社会保障費の切り捨て政治と、地方政治と国民生活の矛盾の深まりの私はあらわれであると、このように思っております。

市長は、市民から安心と信頼が得られるように努めるというように最後の方で答弁をされております。じゃあ、この制度で本当に市民の安心や信頼が得られると思っておられるのか、そのことと、またこの制度の中止や撤回を求める意思は全くないのか、再質問をしたいと思います。

2点目の住環境の整備につきましては、要望いたします。

生活道の整備の予算の増額は、これまでも私は再三議会で取り上げ、要望いたしてきました。しかし、ここ数年、答弁にもありましたように、維持修繕工事費はふえておりません。側溝ぶた1枚つけるにも、古くなった側溝ぶたの取りかえでも、十分にできないような状況も一部にはございます。財政が厳しい中で、何を優先し、何を我慢するのか。過ぎたことですが、市民の要求でもない道の駅をつくるより、市民の身近な要求に予算を充てるべきだと思います。今、予算査定の時期でございますので、ぜひ来年度は大幅な増額をお願いしたい、これは要望しておきます。

3点目の子供の医療費の無料化の拡大については、近い将来という答弁でございましたが、私はここ二、三年のうちにぜひ義務教育終了まで拡大できるように要望して、この質問に対しての私の考えを終わります。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えしたいと思います。

医療の適正規模を維持し、持続可能な後期高齢者医療制度として市民から安心と信頼を得られるよう努めると市長は言うが、どうやって市民の安心と信頼を得るのか、また、制度の中止・撤回を求める気はないのかということについてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度の目的は、安心・信頼の医療の確保や、高齢者世代と現役世代の負担割合の公平化、透明化などにありますので、制度の目的、内容について、市広報を初め、あらゆる機会を通じて市民に周知徹底をしていきたいと。こうすることで円滑なスタートを切りたいと、このように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

また、法律に沿ったこの制度でございますので、制度の中止・撤回については今のところ考えておりません。

以上をもって答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私の再質問に対して、市長は、後期高齢者医療制度については法律にのっとった制度であるということで、制度の撤回や中止は求めていかないということでございます。特にこの制度が実施をされると、75歳以上の年金生活者には、耐えがたい保険料の負担を押しつけ、医療の面でも差別をするということに、私はそういうふうになるというふうに思っております。本当にこの制度が、若者とお年寄りの医療費の負担の公平だとか、そういうことになるのか。それはただ言われるだけであって、一番の大もとは、医療費を少なくするために高齢者と若者を分けるということであると私は思います。こんな制度は撤回・中止以外ないと、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は、発言通告に従いまして、市政に対する一般質問2点を市長及び美濃病院事務局長にお尋ねいたします。

最初に、仮称ですけど、池尻・笠神工業団地開発計画についてであります。

今日までの経過並びに進捗状況はどうであったかと、市長のこの開発に対しての基本的な考え及び今後の見通しについてお尋ねをいたします。

この本市の笠神地区への工業団地開発計画につきましては、私自身も今から十数年前に耳にした覚えがあるところでございます。また市長も、本年度の施政方針の中で、この工業団地可能性調査を本年実施し、工業団地の建設促進の足がかりとしたいと発言をされておしま

す。この計画が、いわゆる持ち上がる、浮上してから今日に至るまでのこの開発についての進捗状況と申しますか、その経過はどのようになっていたか、お尋ねしたいと思います。

次に、このような工業団地の開発は、当美濃市におきましても、いわゆる団地への優良企業を誘致することにより、いわゆる市税収入や雇用の場の確保が図られ、さらには本市の人口増対策など、私自身、美濃市の将来を考える上でも必要な事業であると信じております。このような観点から、この笠神地区への工業団地開発について市長の基本的な考えをお尋ねするものでございます。

また、この開発地域は、美濃市の笠神地区と関市の池尻の両地区にまたがるような地域であります。今後、お隣の関市との連携が密になると思うものでございます。この池尻・笠神工業団地開発への今後の見通し及び、やはり今回定例会でも皆さんが心配されております、国の三位一体に伴ういわゆる地方財源、本市の財源も今後ますます厳しくなることが予想されております。聞くところによりますと、このような工業団地開発に当たっては、いろいろな形でのいわゆる開発方法、方式があると聞いております。本市にとっても、できるだけ財政的な負担がかからないような開発方法を考えていただきたいと思っております。このような観点に立ちましてお尋ねするものでございます。

次に2点目といたしまして、美濃病院の事業運営について2点ほど美濃病院事務局長にお尋ねいたします。

今、全国の地方公共団体における自治体病院を取り巻く環境は、急激な医療改革と深刻な医師・看護師不足等により、非常に厳しい現況下にあるところでございます。このような中、美濃病院におきましても、医療サービスの充実、経営の健全化に向け、病院長を初めスタッフの皆様方の御努力に感謝をまず申し上げる次第でございます。

1点目といたしましては、美濃病院事業の一つであります、いわゆる病院給食の食材の調達についてお尋ねをするものでございます。

新美濃病院開業以来、いわゆる美濃市内の食材業者、小売店の方々から、病院給食への食材の納品が少なくなった、また全くなかったという、いわゆる悲痛な声を耳にする今日でございます。新美濃病院になりましてからは、病院給食を民間に委託されたと聞いておりますが、いわゆる今どこの地方公共団体でも地産地消が叫ばれ、求められている今日、市内業者の育成のためにも、病院給食への市内業者からの食材の調達をお願いするものであるが、いかがなものかということでございます。

続きまして2点目といたしまして、美濃病院内における院外薬局、いわゆる院外薬局の接客マナーについてお尋ねするものでございます。

病院経営の健全化に向けまして、院外処方へと移行され、病院敷地内に2店舗の薬局がオープンしたところでございます。いわゆる敷地内の病院の公道を挟みまして両店舗の入り口が本当に向き合って隣接しているため、両薬局の店員さんによる患者様、利用者への呼び込み、いわゆる客引き合戦が非常にエスカレートをしております。私のところにも、この患者さんや利用者の方々から、いかにも嫌らしくなったというような苦情がたくさん耳に入っ

てきておりますが、この両薬局への接客マナーにつきまして美濃病院事務局長といたしましてどのように対処されてきたのか、また、いるのか。

以上2点につきまして、美濃病院事務局長にお尋ねするものでございます。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問にお答えをいたします。

（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画について、今日までの経過と市長の基本的な考え方及び今後の見通しについてお答えをいたします。

この（仮称）池尻・笠神工業団地、これからは「池尻・笠神工業団地」と申し上げます。池尻・笠神工業団地開発計画におきましては、平成3年に岐阜県が、地域における産業の振興、県土の均衡ある発展、県民の生活の向上等を目的に、新たな県工業団地の可能性調査を実施することになり、美濃市の笠神と関市の池尻地区が、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の結節点に近いこと、金属工業を中心とした地場産業との連携を図ることで工業の集約が効率よく進められることを理由に、対象地域として選定されました。その後、平成4年に可能性調査、平成5年に環境影響調査、平成6年には水質・大気環境調査を実施し、平成7年に県土地開発公社へ市の基本方針を提出し、早期着手を美濃市としては要望したところでございます。

この開発計画は順調に進展するかに見えましたが、平成10年に、美濃テクノパークの第2期分譲と関テクノハイランドの分譲が進まないこと、関テクノハイランドの近くには平成6年に道路一体型広域物流拠点整備モデル事業として採択された関ロジスティクス計画があり、この構想も同時に進めなければならないとのことから、県から池尻・笠神工業団地開発計画を当分の間見合わせることに決定したとの連絡があり、凍結となりました。その後、平成17年3月の愛知万博の開催にあわせ、東海環状自動車道が豊田東ジャンクションから美濃・関ジャンクションまでの東回りルートが開通し、交通アクセスの利便性が図られたのと時期を同じくして中部圏の景気が上向きとなり、平成17年から東海環状自動車道沿線への工業団地の立地が急速に進みました。これによりまして、テクノパークの未分譲地が完売したのを初め、関テクノハイランドも完売になるなど、中濃圏域の工業団地はあきのない状況になりました。

こうした中、現在においても企業の立地希望はこの地において依然として高く、当市にも数社から立地希望の問い合わせもあり、県・市が一体となって新たな工業団地の造成を戦略的に考えなければならない状況となってきております。今後、東海北陸自動車道の全線開通、東海環状自動車道西回りルートが開通されると、二つの自動車道の結節点である美濃市と関市における企業立地の優位性はさらに増すと考えられます。私としましては、当地域はもちろんのこと、美濃市、関市のみならず、岐阜県にとっても県中央地区の発展に欠かせないものであり、私は、美濃インター、西関インターに近い池尻・笠神工業団地開発計画を進める絶好の機会であると考えております。

この計画地域は、美濃市の笠神と関市の池尻の両地区にまたがる地域であり、こうした状況から、今後、美濃市と関市が足並みをそろえて事業が行えるよう両市で話し合い、協力しながら進めていきたいと考えております。このため、11月には関市を訪問し、関市長に協力をお願いしてきたところでございます。また、岐阜県としましても県内への企業誘致を積極的に推進しておられますので、この池尻・笠神工業団地開発計画に対する協力をお願いしたいと考えております。

美濃市としましては、議会の御理解と御協力により新たな優良企業の誘致を進め、就業の場を確保することにより雇用機会の拡大を図り、少子・高齢化に歯どめをかけ、10年、20年先の安定財源の確保等、多くの期待があるこの工業団地計画を積極的に推進したいと考えております。

また、開発方式につきましては、さまざまな方法が考えられますので、当市に過重な財政的負担がかからない開発方式を考えていきたいと思っております。どうか御理解を賜りまして、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（岩原輝夫君） 美濃病院事務局長 岩原泰君。

○美濃病院事務局長（岩原 泰君） それでは、日比野議員の一般質問の2点目、美濃病院の事業運営についての一つ目、病院給食の食材の調達についてお答えいたします。

美濃病院の給食の委託は、新病院開院の平成15年度から、それまでの調理業務に加え、食材の調達業務を追加し、さらにその後、献立作成等も加えまして業務の効率化を図ってまいりました。また、これにより、病院の栄養士は本来の中心業務である患者様への栄養指導へとシフトし、病院全体として食を通じた治療体制の強化を進めてきたところであります。

当院の給食業務の委託先は、業界最大手で、県内においても60ほどの病院や介護施設等の業務を受託している日清医療食品株式会社の名古屋支店であります。当受託業者は、食材の調達について、冷凍食品については本社で一括、それ以外のものについては各支店ごとに行っており、これら食材の一括購入により調達価格の低減を図るとともに、食材等のコンピューター管理や食品の細菌検査、従業員の検便等の実施により、安心・安全で低価格の給食の実現を図っているということでもあります。

美濃病院における給食数は1回80食から85食、1日にいたしましても250食程度と、それほど多くなく、一方で食材は約280種類に及び、いわゆる少量多品種の食材を扱っていることから、受託業者によれば、単価の引き下げ等一層の合理化が求められる中では、ますます現地調達が難しい状況になっているということでもあります。こうした実情にはありますが、価格面等その条件次第では市内業者の利用についても検討をしていくということでもありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年8月24日と9月25日の両日に実施いたしました患者様アンケートの中の給食に対する評価を参考までに申し上げますと、有回答者91名中60名が「よい」、22名が「ややよい」と、合わせて82名、90%の患者様から高い評価をいただいておりますことをつけ加えさせていただきます。

次に質問の2点目、院外薬局の接客マナーについてお答えいたします。

当院の院外薬局への移行計画につきましては、一般質問の答弁や協議会等で御説明させていただいたところでございますが、予定どおり10月1日から実施できました。まずもって、議員各位や市民の皆様方の御理解に感謝を申し上げます。

当院は、周辺が農振農用地で、建物の建築が困難な地域でありますことから、病院敷地の一部を譲渡し、調剤薬局2店舗を誘致いたしましたことは御承知のとおりでございます。この分譲に際しましては、2店舗の敷地配置をできる限り公平にすることが必要となり、さらに病院敷地と公道との高さの関係で、両店舗の入り口が歩道を挟み向かい合うという結果になりまして、こうした中で両薬局が、建物のデザインや内部の施設設備、開局後の患者様へのサービス等を競うことになったのは、むしろ当然のことかと考えております。こうした競争の激しさが、議員御指摘の患者様誘致合戦へとエスカレートしていったものと考えております。病院へも、開局後間もなく、幾つかの苦情が寄せられたところでありまして、早速、両方の責任者にお越しいただき、注意をさせていただいたところでありまして、現在ではこうした誘致合戦は行われていないものと思っております。

なお、両薬局とも、現在、薬剤師4名、事務等4名、計8名の職員体制で運営されており、待ち時間の短縮と調剤内容の充実を初め、待合スペースや接客サービスの充実、またアクセス歩道の整備もやりまして、院外処方移行に対する患者様全体としての評価は低くないものと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 要望を申し上げたいと思います。

最初の池尻・笠神工業団地の開発計画、今後、関市との連絡といえますか、話し合いが密になるということで、これだけ財政が緊迫しておるところで、恐らくお隣の関市さんも財政的に負担のないように、私ども美濃市も負担のないようにということは、恐らく同じ気持ちであるものと思っております。今後この開発計画を進められるに当たりましては、本当に財政的に本市にとって極力負担が少なくなる方法を考えられまして、よろしく願いいたします。

それと、病院の事業運営について、食材の調達の問題でございますけど、当市の学校給食センターにおきましては、地産地消を柱にいたしまして、学校給食へは市内の業者の方々の食材が搬入されております。このようなことから、やはり市内の業者、小売店の方々は、なぜ美濃市立、自治体病院なのに、地産地消のためにも地元から調達しないかというような声が非常に飛んでおります。また、この不景気な時代に入ってまいりまして、私も商売をやっておりますけど、地産地消のためにも、やはり地元の業者から少なからずとも調達をいただけるように委託業者の方をお願いをしていたらいいかと。先ほどの答弁では、いわゆる価格面で合意ができれば市内業者の利用も考えていくということでしたので、今後、業者の方からそ

のような問い合わせがありましたら、積極的に仲を取り持っていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上をもって、市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている認第3号から議第71号までの21案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は12月17日午前10時から、民生教育常任委員会は12月18日午前10時から、産業建設常任委員会は12月19日午前10時から開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月20日までの6日間休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月20日までの6日間休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月21日は午前10時から会議を開きます。なお、議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時37分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年12月14日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 太 田 照 彦

署 名 議 員 森 福 子

議 事 日 程 (第 3 号)

平成19年12月21日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 3 号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 4 号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 5 号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 6 号 平成18年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 7 号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 8 号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 9 号 平成18年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第10号 平成18年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議第59号 平成19年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第11 議第60号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第12 議第61号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第13 議第62号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第14 議第63号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第64号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第16 議第65号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第17 議第66号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第18 議第67号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議第68号 政治倫理の確立のための美濃市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第22 議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第22までの各事件

(追加日程)

市議第 6 号 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書について

市議第 7 号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について

出席議員 (1 5 名)

1 番	並	信 行 君	2 番	古 田	豊 君
3 番	太 田	照 彦 君	4 番	森	福 子 君

5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	太 田 松 雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加 納 和 喜 君
民 生 部 長	川 野 純 君	産 業 振 興 部 長	村 井 純 生 君
建 設 部 長	福 井 昭 次 君	教 育 委 員 会 兼 長	小 椋 茂 樹 君
参 事 兼 秘 書 課 長	平 林 泉 君	教 育 総 務 課 長	
会 計 管 理 者	渡 辺 兼 雄 君	参 事 兼 選 挙 委 員 会 長	古 田 伸 二 君
総 務 課 長	梅 村 健 君	事 務 監 査 局 長	
		参 事 兼 選 挙 委 員 会 長	岩 原 泰 君
		事 務 監 査 局 長	
		濃 務 局 長	

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 金 義	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	太 田 博 康	議 会 事 務 局 次 長	

開議の宣告

- 議長（岩原輝夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

-
- 議長（岩原輝夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩原輝夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君の両君を指名いたします。
-

第2 認第3号から第22 議第71号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（岩原輝夫君） 日程第2、認第3号から日程第22、議第71号までの21案件を一括して議題といたします。

これら21案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 市原鶴枝君。

- 総務常任委員会委員長（市原鶴枝君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月17日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第3号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第68号 政治倫理の確立のための美濃市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第69号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第70号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第71号 美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、

関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月18日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第3号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号 平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号 平成18年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号 平成18年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第10号 平成18年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第60号 平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第65号 平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第66号 平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫君。

○産業建設常任委員会委員長（佐藤好夫君） 今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月19日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いましたその経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に認第3号 平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号 平成18年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号 平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第9号 平成18年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第63号 平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第64号 平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第67号 平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり

可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、本定例会に審査を付託された案件のうち、主に反対であるものについてその理由を申し述べ、討論をいたします。

今日、地方財政が厳しくなってきた一番の原因は、国の三位一体改革にあります。「地方分権の推進」を看板に行ってきましたが、結局、地方自治体への支出を大幅に減らすことが目的であったことが明らかであります。美濃市でも、地方交付税は平成17年度決算と比較すると約2億円も削減され、2億5,000万円となっております。今後、地方交付税の総額の確保や財源保障など、地方交付税の拡充を国に求める取り組みが一層重要になってまいります。

そうした中、美濃市の財政は大変厳しく、経常収支比率は平成17年度が92.6、平成18年度が97.9と5.3ポイント上回っています。また、実質公債費比率も過去3年平均で17年度が16.4%、18年度が17.7%と1.3ポイント上回っており、18%以上になると地方債の発行に際し国の許可が必要になります。そうした厳しい財政のもとでは、それに合わせて歳出は優先順位を厳選し、市民にとって必要不可欠な事業を行わなければなりません。

そうした観点で決算を見ますと、どうしても賛成できないのは道の駅建設に係る事業です。平成18年度一般会計決算では、7款 商工費で、当初予算4億5,000万円が予算化され、補正予算で約2,500万円減額し4億2,500万円となっておりますが、工事の入札で請負業者が決まらず、最後には随意契約でようやく業者が決まり、工事着工にこぎつけたものの、18年度は工事着工が困難となり、19年度へ約3億4,600万円を繰り越し、18年度は曾代25号線交通安全施設など約7,900万円の決算となっております。

私たちは、道の駅建設に関する予算が提案されるたびに反対の理由を申し述べてきましたが、きょうは新人議員もいらっしゃるので、改めて概略を申し上げます。

私たちが反対する理由の一つに、まずは市民の要求の度合いから見て優先順位が低いと判断をできること。二つに、本来民営でできるこの種の事業に着手すべきでないこと。三つに、まして厳しい財政状況の中で、あえて踏み切らなければならない必然性が認められないこと。四つ目に、道の駅が当市の活性化に寄与し、市民生活を向上させ、かつ将来当市の負担が増す危険性がないとする科学的論証が不十分で、市民の皆さんの理解が得られていないことで

す。このような理由から、道の駅の建設の決算には反対であります。

決算全体を見てみますと、おおむね適正に執行されていることを認めますが、事業の確定や見通しが立った段階で減額補正を行い、予算を実態に合わせるという作業がおろそかになっているのではないかとと思われるほど、不用額が多額になっている節があるように思います。一つ一つ節の指摘はしませんが、適正に補正を行い、市民の要求である教育や福祉、生活道の整備などに財源を回すことが必要であったと思います。

次に、平成19年度一般会計補正予算について一言意見を申し上げます。

8款 土木費、4項 都市計画費、3目 街路事業費中、工事請負費の64万7,000円でございます。この予算は、目の字の交差点の石張り舗装を修理する補正予算ですが、この石張りはタイルを合わせてつくられておりますが、道路がかまぼこ形になっているため、美濃まつりの後や大型車両が通ると割れたり欠けたりします。予算が不足したための補正と言われますが、このようなことは毎年繰り返すことになるため、根本的な見直しが必要であると思っておりますので、ぜひ市民の税金を使うということをしっかり受けとめ、改善を求めるものであります。

その他の案件については一々申し上げませんが、すべて賛成するものです。

以上で討論を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に認第3号について、各委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第9号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第10号について、委員長報告はこれを認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第61号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第61号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第65号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第65号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第66号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第66号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第67号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第67号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第68号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第68号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第69号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第69号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第70号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第70号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第71号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、議第71号は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（岩原輝夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第6号 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書について及び市議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書についてが提出されました。この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第6号及び市議第7号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 市議第6号及び市議第7号の2案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に市議第6号について、4番 森福子君。

○4番（森 福子君） ただいま追加上程されました市議第6号 原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文案を朗読して、提案とします。

それでは、議案集の2ページをお開きください。

原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書。

現在、国内には約26万人の被爆者がおり、原爆放射線の影響による多重ガンなどの重篤な疾病により、日常生活に不安と苦痛をもたらされている。

しかし、現在の制度のもとで、被爆者健康手帳を持つ被爆者全体のうち「原爆症」と認定されているのはわずか約1%に過ぎない。

それは、現在の厚生労働省の認定審査基準に原因があり、多くの被爆者は病気の原因が、被爆によるものであると国に認められることを切望している。

被爆者は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、健康管理手当等の支給を受けているが、多重ガンなどの重篤な疾病となった場合は「原爆症」として認定し、その治療費を国が負担することは当然である。

よって、国におかれては、現行の原爆症認定制度を被爆者の実態に即した制度に抜本的に改善し、速やかに実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月21日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣でございます。

○議長（岩原輝夫君） 次に市議第7号について、6番 佐藤好夫君。

○6番（佐藤好夫君） ただいま追加上程されました市議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書について、提案理由を説明いたします。

文案を朗読し、提案とします。

それでは、議案集4ページをお開きください。

道路特定財源制度の堅持に関する意見書。

道路は、都市、地方を問わず、社会経済活動を支える最も基本的な社会資本であり、その整備は地域活力の向上と安全・安心の暮らしを守り、災害に強い国土づくりを推進するうえで欠くことのできない極めて重要な社会基盤である。

公共交通機関が発達していない本市では、市の中心を南北に縦断する国道156号を軸として、主要地方道及び一般県道などが交通手段の骨格を成している。市域の多くが中山間地域であることから、自動車への依存度は高く、地域の発展や住民生活の向上のために道路網整備が引き続き急務となっている。

国において昨年末、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直し作業が進められているが、地方の実情を踏まえ、道路整備に対する市民ニーズが極めて高い中、引き続き地方の発展に欠かせない道路整備の推進を強力に図られたい。

今後の具体的な道路計画の姿を示す中期計画においては、真に必要な道路の整備は計画的に進めることとし、特に地域格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地域における道路整備を計画的かつ強力に推進するために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記1. 道路整備財源を受益者負担に基づき安定的に確保するという道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、一般財源化することなく、すべて道路整備に充当すること。

2. 道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること。

3. 道路特定財源の地方配分割合を高め、遅れている地方の道路整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成19年12月21日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政担当大臣でございます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次これを許します。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表して、ただいま提出されました市議第7号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書を提出することに反対でありますので、その理由を述べます。

道路特定財源が最初に法制化された1953年には、日本の道路舗装率は5%であり、迅速に整備する必要があるとされていきました。現在は、簡易舗装まで含めれば97%まで進んでいると言われます。美濃市内を見渡してみましても、国道、県道は言うに及ばず、普通に自動車を通る道はほとんどが舗装を完了しています。50余年前とは一変しているのです。外国と比較をしてみましても、道路密度はイギリス、ドイツ、フランス、イタリアの2倍から3倍もあり、国土が25倍もあるアメリカと日本の道路予算は同じだと言われております。

道路特定財源は、道路にしか使えない非常に硬直した仕組みであり、11月に国土交通省が示した中期計画でも、年間6.5兆円が見込まれる暫定税率継続前提の特定財源の額から、10

年間の真に必要な道路整備費は65兆円であるとして、金があるからそれに合わせた道路をつくる、こういう逆立ちした発想がまかり通っております。用途が限定されているために、税収がふえればふえただけ道路をつくるというように、むだを拡大する原因の一つになっております。

地方の宿命として、交通アクセスを一層改善することや側溝の整備など、まだまだ求められることが多くありますが、本当に必要な道路は一般財源で建設すればよいのです。道路も大切だし、社会保障も教育も、少子化対策も大切であれば、優先順位はその地方地方の裁量に任せることが地方分権ということでもあります。

以上の理由から、この道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出に反対するものです。

これで反対討論を終わります。

○議長（岩原輝夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、市議第6号は原案どおり決定いたしました。

次に市議第7号について、原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、市議第7号は原案どおり決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（岩原輝夫君） これをもって本日の会議を閉じ、第5回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第5回市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め、多数の議案につきまして慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存でございます。

また、今議会で、今なお原爆が原因で苦しんでおられる「被爆者に対する原爆症認定制度の抜本的な改善を求める意見書」と、安全で安心な社会生活基盤の確立に欠かせない道路整備財源の確保として「道路特定財源制度の堅持に関する意見書」が採択され、衆・参両議長を初め関係大臣に対し意見書を提出することになりました。これはまことに心強く、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

さて、岐阜市と新宿を結ぶ高速バス「岐阜・新宿線」が本日から美濃市経由で運行されることになりました。このバス路線は、今後、美濃市と関東方面との交流や観光客誘致の拡大に大いに期待をするものであります。また、昨年12月に東京の南青山で美濃和紙あかりアート作品の展示を行い、好評を得たところでございますが、今年も、本日と明22日の両日、美濃市と新宿区の連携により、新宿区内の2カ所の商店街におきまして美濃和紙あかりアートの優秀作品20点の展示を行います。ここでも美濃市を広くPRしてまいりたいと存じます。

平成19年も残すところ10日余りとなりました。議員各位には、この1年間、市政進展に御活躍をいただき、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなり、寒さも一段と厳しくなっておりますので、どうか御自愛くださいませ、市民の皆様とともに健康で御多幸な輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩原輝夫君） 本定例会には、平成18年度一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

なお、本年も残すところわずかとなりましたが、年末年始を事故等御注意くださいませ、輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げます。

本日は御苦労さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年12月21日

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 山 口 育 男

署 名 議 員 佐 藤 好 夫

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認第3号	平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
議第59号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議第68号	政治倫理の確立のための美濃市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第69号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第70号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議第71号	美濃市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成19年12月17日

総務常任委員会委員長 市原鶴枝

美濃市議会議長 岩原輝夫様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第3号	平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認第4号	平成18年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第5号	平成18年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第6号	平成18年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第10号	平成18年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議第59号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議第60号	平成19年度美濃市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第61号	平成19年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第65号	平成19年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議第66号	平成19年度美濃市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決

平成19年12月18日

民生教育常任委員会委員長 森 福 子

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫 様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認第3号	平成18年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認第7号	平成18年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第8号	平成18年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認第9号	平成18年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
議第59号	平成19年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議第62号	平成19年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第63号	平成19年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第64号	平成19年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第67号	平成19年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成19年12月19日

産業建設常任委員会委員長 佐藤好夫

美濃市議会議長 岩原輝夫様